

かながわ市民オンフスマン

第27回総会議案書



開成町役場

Photo by Masayoshi Sato

日時 2023年4月30日(日) 午後1時半より

場所 横浜市技能文化会館 802号室

X. 0467-33-5482

目 次

2022年度活動報告	1
2022年度収支決算報告書	7
2023年度活動方針	8
2023年度予算案	9
人事案／2023年度月例会日程(予定)	10
テーマ別報告1	
湯河原町議懲罰事件の現状	11
テーマ別報告2	
ゆがわら町民のオンブズマンの秘密会議事録情報公開請求	14
テーマ別報告3	
鎌倉市携帯電話中継基地局位置情報公開請求訴訟	18
テーマ別報告4	
横浜市の情報公開開示手数料	20
資料1 政務活動費領収証等のネット公開申入書	23
資料2 議員懲罰争訟事例	24
資料3 横浜IR誘致に係る取組の振り返り(案)中間報告への意見書	30
県内市町庁舎建替・建替計画事例	35

県内オンブズマン活動報告 目次

NPO法人 葉山町民オンブズマン	46
ゆがわら町民オンブズマン	48
かわさき市民オンブズマン	50
ちがさき市民オンブズマン	51
オンブズマン大磯	55

2022年度活動報告

1. 概観

新型コロナウイルスの影響も3年目となり、前年に引き続き、総会のほか、月例会もZoom開催が中心となったが、広報誌発行も含め基本的な活動は前年の経験をふまえ支障なく行うことができた。半面、月例会について会場開催も試みたが、会場参加者が少ないなど、活動をコロナ前に戻すことの困難さが感じられた。

個人情報保護法改正の余波で、多くの自治体で情報公開条例の改正も行われた。改悪の動きに対し事前の活動ができなかったことが反省点である。

2. 活動内容の検証

(1) 2022年度の活動方針は次のとおりであった。

1 県および横浜市議会を多角的にチェックしよう!

(議会の活性化を目指し、議決に対する責任を追及するとともに、懲罰権の濫用を許さない。「政務活動費」の透明度アップを求めるとともに、無原則な支出を認めない制度運用を求める)

2 税金の無駄遣いを許さない!

(横浜市へのカジノ賭博場誘致を進めた経緯等、政策決定過程を検証する。地域の特性を活かした再生可能エネルギーの情報収集し、自治体・地域レベルでのエネルギー施策、電力入札にあたっての評価方式等を提言する)

3 県および県内自治体の行政運営の透明度、情報公開度のアップを!

(公文書管理条例の制定など公文書の適正な作成・管理を求める。教育委員会の審議や採決の透明化をはかるとともに、秘密会を含めた会議録の作成など適正な記録管理を求める取り組みを継続する。指定管理者制度等、県内自治体の事業展開における民間との提携につき、事業者選定過程および当該事業に関する十分な情報公開を求める。情報公開の制度、運用の改善を働きかけるとともに、情報公開請求の活用につき情報発信する。)

4 活動基盤の充実と県内各地域の市民オンブズマンとの連携

(会員の拡大と会員の活動への参加を図る。積極的な広報活動を行うとともに、オンブズ活動の経験やノウハウを、行政への働きかけを行う市民や団体に提供し、交流を広げる。県内各地域の市民オンブズマンと共通の課題に取り組んで連携を深める。全国市民オンブズマン連絡会議との連携に努める)

上記活動方針に沿って報告する。

<1 議会を多角的にチェックする>

(a) 政務活動費について、2023年1月、横浜市会の4会派は①収支報告書のインターネット公開、②市会図書館での直近1年分の領収書の写しの配架をすることで合意した(統一地方

選改選後の交付分から)。この程度の改善では極めて不十分であることから、2023年2月15日、領収書等のネット公開申入書を市会に提出した。資料1

- (b) 湯河原町議会において、町税滞納者名簿が議会特別委員会に提供され議員が自宅に持ち帰ることも許容されていたという問題につき、これを問題視し議会一般質問で取り上げた新人議員の懲罰取消請求訴訟の支援を2020年度から引き続き行っている。2023年2月、横浜地裁で勝訴判決を得た。→テーマ別報告1

また、滞納者名簿が提供された特別委員会の秘密会議事録について、ゆがわら町民オンブズマンが原告（審査請求人）となって行った情報公開請求訴訟および審査請求（第2次）についても併せて支援を行っている。→テーマ別報告2

- (c) 2021年の市民オンブズマン全国大会で「地方議会議員に対する懲罰濫用分科会」を主催した延長で、議員懲罰問題の争訟につき情報収集をし、月例会等で報告した。資料2

<2 税金の無駄遣いを許さない>

(a) カジノ問題

2022年4月の総会で、大川隆司代表幹事から「横浜カジノ問題を振り返る一市の『中間報告』への提言」を報告した。これを意見書化し、7月15日、横浜市に提出した。

資料3

横浜市は、9月13日、外部有識者6名の意見を加えた最終報告書を公表した。外部有識者意見は、相互の意見交換なしに個別に意見書を提出したもの。意見概要は以下のとおり。

①～③は市に対し厳しめの意見、④～⑥は市の立場に一定の理解を示す意見のようだ。

①井上光昭（公認会計士）

- ・市の試算より税収効果が少ない試算結果となった
- ・リスクの説明、市の費用負担も説明し、議論を尽くすべきだった

②幸田雅治（神奈川大法学部教授）

- ・中間報告には自己反省、自己批判がない
- ・市の誘致決定は、EBPM（エビデンスに基づいた政策決定）でなくPBEM（政策に基づいてエビデンスを作り上げること）に陥っていた 等

③田中紀子（（公）ギャンブル依存症問題を考える会）

- ・ギャンブル対策の不十分さ

④福田敦（関東学院大経営学部教授）

- ・地域経済の循環と広報・広聴の在り方（地域経済に広く循環させる仕組みをつくり、それを市民にアピールすべきだった

⑤藤原静雄（中央大学法科大学院教授）

- ・手続に瑕疵はないが「対話型行政運営」を模索すべきだった

⑥あずさ監査法人

- ・要旨は⑤と同じく、市は慎重に検討し議会と対話してきたが、市民への説明が「政策決定後の決定事項についての説得に見えなくはない」

最終報告書に対し、誘致撤回に至る市民の動きを丁寧に反映した報告書に改めるよう求める陳情がなされている（「市民のための市政を進める栄区の会」2023年3月27日）。

横浜市へのカジノ誘致問題は決着を見たが、市の重要政策決定過程の在り方につき、引き続き監視をしたい。

(b) 自治体・地域レベルのエネルギー施策を考える

自治体による再生可能エネルギー普及、関連事業の育成、税優遇等の施策が進みつつあり、一方で新電力の倒産や撤退が増えるなど様々な状況の変化が生じているが、当会としては特段の活動ができなかった。

<3 県および県内自治体の情報公開度、行政運営の透明度のアップ>

(a) 音声データの情報公開

- i) 神奈川県及び県内の7市10町1村は、情報公開条例・規則により、会議録作成のための録音データを情報公開請求の対象である「行政文書」から除外するという特異な取り扱いをしていた（茅ヶ崎市はその後改正）。

この規定が無効であるとして神奈川教育委員会会議の録音データの公開を求めた訴訟は2018年、原告(控訴人)敗訴に終わった。

しかし、神奈川県が2023年4月施行の個人情報保護条例改正で「行政文書」規定の見直しをするにあたり、情報公開条例についても上記規定を撤廃する方針であることが明らかになった。

そこで、2022年7月15日付で、17市町村に対し撤廃を求める要望書を提出した。

そのうえで、同年10月、条例改正の予定を質問した。回答結果は以下のとおり。

個人情報保護条例改正にあわせて改正する予定	三浦市、伊勢原市、海老名市、寒川町、開成町、箱根町、湯河原町
個人情報保護条例改正と同時期ではないが改正を予定している	平塚市、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町
目下のところ改正の予定はない	—

その他	大磯町（検討予定）、愛川町（改正予定）、清川村（検討中）
無回答	真鶴町

ii) 横浜市に音声データの保管につき申入れ

横浜市は、情報公開審査会からの答申を機に録音データの取り扱いを改め、総務局行政・情報マネジメント課が「手引き」を発行（平成25年、29年に改訂）している。そこでは、「会議録作成のための基礎的資料（音声データ等）」につき、「会議ごとではなく対象案件（例：個々の諮問案件）ごとに管理を行うこととします。その際、会議の重要度等を勘案し、内容に応じて、保存期間を設定することとしますが、諮問案件（例：答申）が出された後1年間は、必ず保存することとします。」としている。

しかし、横浜市教育委員会事務局が、教科書取扱審議会の録音データを、「手引き」に反して、会議録作成・公表後に廃棄していたことが判明した。これに対し、2023年1月15日付けで、教育委員会事務局に対し適正な取り扱いを、行政マネジメント課に対し「手引き」の周知を求める申入れを行った。

2023年春以降、県内全自治体で、会議録作成のための音声データも情報公開請求の対象に含まれるようになる見通しだが、「会議録作成・公表後に速やかに廃棄する」といった要綱を定めて、事実上、情報公開しない運用がなされる懸念がある。（川崎市教委は、公文書管理規則上の「特に軽易な公文書」に分類されると解釈し、2020年3月作成の要綱により、会議録作成後に速やかに廃棄すると定めた。）

しかし、会議録が要点筆記の場合はもとより、逐語筆記の場合であっても、論理の乱れの修正等を行っている場合、趣旨を変えない範囲での形式的な修正と言えるかどうか疑義が生じうるため、事後に合理的な跡付け、検証を行えるよう、説明責務の観点から、議事録と同じ保存期間を設定すべきである。

次年度、この観点からの申入れ等を行いたい。

iii) 川崎市教委音声データ訴訟

川崎市教育委員会会議（公開の会議）および教科用図書選定審議会（非公開の会議）の録音データの情報公開請求に対し、川崎市教委が、情報公開審査会の答申に従わず、全部非公開とした事案につき、情報公開請求訴訟の支援を引き続き行っている。原告側から、2022年12月8日、塩入みほも駒澤大学教授の意見書を証拠として提出した。2023年5月、結審の見通しである。

(b) 鎌倉市携帯基地局位置情報公開請求訴訟

鎌倉市に対し、市有地に携帯電話用アンテナ基地局等を設置するにあたっての行政財産目的外使用許可申請書や許可書を情報公開請求したところ、設置所在地を、公的財産活用課は公開、道水路管理課は非公開とした事案につき情報公開請求訴訟に取り組んでいる。

→[テーマ別報告3](#)

(c) 横浜市の情報公開手数料

横浜市は、2022年12月議会で情報公開条例を改正した(2023年4月1日施行)。電子メールによる開示の新設など利便性が向上する改正の一方、手数料規定を設け、従前は記録媒体(ディスク)実費だけだった電子データの写し交付費用につき、ワードやPDFについては「1頁10円」の手数料を定めた。

条例改正前に取り組みができなかったことは反省点であるが、2023年2月、全国市民オンブズマン連絡会議と連名で、横浜市に対し申入れを行った。 →[テーマ別報告4](#)

(d) 個人情報保護法改正に対する県内自治体の対応

これまで国の行政機関には行政機関個人情報保護法、地方自治体はそれぞれの個人情報保護条例が適用されてきたが、2021年個人情報保護法改正により、2023年4月1日から国の規定に合わせることとされた。県をはじめ、県内自治体には、個人情報の取扱いにつき国より厳しい規定を設けている条例が多いが、改正法により、自治体の個人情報保護制度が国の水準まで後退してしまうのではないかと、という危機感から、当会は2021年度、県内自治体に対し、対応についての質問状を送付し、全自治体から回答を得た。「これまでの個人情報保護条例による施策を後退させないという観点で取り組む」との回答が34自治体中11自治体(「その他」と回答した20自治体にも同趣旨の回答が多かった)であった。

しかし、神奈川県や川崎市では、条例改正についての諮問を受けた審議会等の答申を無視した条例案が議会提出され、成立するなど懸念される動きがみられた(広報誌169号に森田明弁護士による県内自治体の改正条例の調査・検討結果を掲載)。今後の運用について注視が必要である。

<4 活動基盤の充実と県内各地域の市民オンブズマンとの連携>

コロナ禍も影響して全国大会への会場参加や、他の市民オンブズマンとの活動交流などができない状態が続いている。

3. 運営関係

(1) 人事体制

代表幹事 大川隆司 佐藤満喜子 保坂令子 綾部祥一郎 中村晋輔

事務局長 小沢弘子

会 計 細野ひで子

会計監査 平川篤子

顧 問 空席

(2) 広報誌・ホームページ

通常どおり隔月刊で164号から169号までの6回を発行した。

電子メールの一斉送信による情報提供も行っているが、電子メールアドレス登録者があまり増えていないのが課題である。

(3) 会員の動向

2022年4月時点の会員は88名であったが、2022年度中の新規会員3名、退会者4名により、2023年4月時点の会員数は87名となっている。また、当年度会費納入者60名であり、昨年度の56名から微増したとはいえ漸減傾向が続いている。

(4) 総会および月例会

総会をはじめ、月例会も、Zoomのみでの開催が多かったが、開催時期・回数ともに通例どおり開催した。月例会については、会場開催（Zoom開催と併用）も試みたが、会場参加者が少なく、開催方法についての検討が必要である。

(5) 財政状況

「2022年度決算報告書」のとおり

2022年度 収支決算報告書

収入の部

(単位:円)

科 目	予 算	実 績	摘 要
前年度繰越金	1,034,013	1,034,013	
会費	168,000	180,000	
寄付金等	0	6,300	
収入利息	0	8	銀行利子
雑収入	0	0	カンパ
収入合計	1,202,013	1,220,321	

支出の部

(単位:円)

科 目	予 算	実 績	摘 要
<運営費>①			
会場費	25,000	11,100	月例会の会場費
通信費	5,000	0	
事務用品(消耗品)費	5,000	740	レターパック
会費	20,000	20,000	「全国市民オンブズマン連絡会議」年会費
電話代、ネット接続料	25,000	23,697	電話、ネット接続料
雑費	7,000	15,310	ロッカー使用料(22、23年度分) 他
小 計	87,000	70,847	
<運動費>②			
旅費交通費	20,000	13,440	広報誌発行作業への参加、役員会出席
郵送費	200,000	116,183	広報誌郵送費
印刷費	50,000	39,920	広報誌、教育委員会へのアンケート及び封筒印刷
広報誌紙代・印刷機プリペイドカード	20,000	24,373	コピー用紙代、印刷機プリペイドカード代
公文書費	50,000	0	
資料購入費	20,000	20,000	包括外部監査通信簿
講師謝礼など	50,000	0	
小 計	410,000	213,916	
①+② 合計	497,000	284,763	
予備費(繰越金)	705,013	935,558	横浜銀行(851,374円)、郵便振替口座(36,300円)、現金(47,884円)
支出合計	1,202,013	1,220,321	

上記のとおり、報告いたします。

2023年3月31日

会 計 細野 ひで子



2022年度の収支決算報告書を監査した結果、適正であることを認めます。

会計監査 平川 篤子



2023年度活動方針(案)

1 地方議会を多角的にチェックしよう!

- 議会の活性化を目指し、議決に対する責任を追及するとともに、懲罰権の濫用を許さない
- 「政務活動費」の透明度アップを求めるとともに、無原則な支出を認めない制度運用を求める

2 税金の無駄遣いを許さない!

- IT・デジタル等広範な分野について適正な競争が確保されるよう監視するとともに、談合が判明した場合に自治体が事業者に対し損害賠償請求をするよう求める
- 指定管理者制度等、県内自治体の事業展開における民間との提携につき、事業者選定過程および当該事業に関する十分な情報公開を求める
- 地域の特性を活かした再生可能エネルギーの情報収集し、自治体・地域レベルでのエネルギー施策、電力入札にあたっての評価方式等を提言する

3 県および県内自治体の行政運営の透明度、情報公開度のアップを!

- 横浜市の手数料規定改悪に抗議し、より利用しやすい情報公開制度の充実を働きかけるとともに、情報公開請求の活用につき情報発信する
- 公文書管理条例の制定など公文書の適正な作成・管理を求める
- 教育委員会の審議や採決の透明化をはかるとともに、秘密会を含めた会議録の作成など適正な記録管理を求める取り組みを継続する

4 活動基盤の充実と県内各地域の市民オンブズマンとの連携

- 会員の拡大と会員の活動への参加を図る
- 積極的な広報活動を行うとともに、オンブズ活動の経験やノウハウを、行政への働きかけを行う市民や団体に提供し、交流を広げる
- 県内各地域の市民オンブズマンと共通の課題に取り組んで連携を深める
- 全国市民オンブズマン連絡会議との連携に努める

2023年度 収支予算書(案)

収入の部

(単位:円)

科 目	前年度実績	今年度予算	摘 要
前年度繰越金	1,034,013	935,558	
会費	180,000	300,000	3,000円×100名
寄付金等	6,300	0	
収入利息	8	0	
雑収入	0	0	
収入合計	1,220,321	1,235,558	

支出の部

(単位:円)

科 目	前年度実績	今年度予算	摘 要
<運営費>①			
会場費	11,100	25,000	月例会及び総会の会場使用料
通信費	0	5,000	切手代等
事務用品(消耗品)費	740	5,000	
会費	20,000	20,000	「全国市民オンブズマン連絡会議」年会費
電話代、ネット接続料	23,697	25,000	電話、ネット接続料
雑費	15,310	7,000	ロッカー使用料、振込手数料等
運営費小計	70,847	87,000	
<運動費>②			
旅費交通費	13,440	20,000	広報誌発行作業、役員会出席交通費
郵送費	116,183	150,000	広報誌郵送費、その他
印刷費	39,920	45,000	広報誌・学習会等の資料印刷、封筒印刷費
広報誌紙代・印刷機プリペイドカード	24,373	30,000	コピー用紙代、印刷プリペイドカード代
公文書費	0	20,000	情報公開資料コピー代等
資料購入費	20,000	20,000	包括外部監査通信簿
講師謝礼など	0	50,000	講師謝礼等
運動費小計	213,916	335,000	
①+②合計	284,763	422,000	
予備費(繰越金)	935,558	813,558	
支出合計	1,220,321	1,235,558	

人事案

- 1 代表幹事 大川隆司、佐藤満喜子、保坂令子、綾部祥一郎、中村晋輔
(いずれも留任)
- 2 事務局長 小沢弘子(留任)
- 3 会 計 細野ひで子(留任)
- 4 会計監査 平川篤子(留任)
- 5 顧 問 (空席)

☆☆★☆☆★☆☆

2023年度月例会 日程(予定)

原則第3水曜日の開催です。学習会を適宜折り込みます(会場等が変更になる場合があります)。Zoom開催(会場開催と併用)もします。広報誌やホームページでご確認をお願いします。

日 時	会 場
5月17日(水) 18時~20時	かながわ県民活動サポートセンター702号室
6月21日(水) 18時~20時	かながわ県民活動サポートセンター708号室
7月19日(水) 18時~20時	かながわ県民活動サポートセンター302号室
9月20日(水) 18時~20時	かながわ県民活動サポートセンター708号室
10月18日(水) 18時~20時	かながわ県民活動サポートセンター708号室
11月15日(水) 18時~20時	会場未定
12月20日(水) 18時~20時	会場未定
1月17日(水) 18時~20時	会場未定
2月21日(水) 18時~20時	会場未定
3月20日(水) 18時~20時	★祝日にあたりますので、変更の可能性があります!

湯河原町議懲罰事件の現状

代表幹事 大 川 隆 司

1 判決下る

湯河原町議会の土屋由希子町議に対する懲罰取消等請求訴訟(土屋訴訟)は、2021年1月25日の提訴から2年を経て、今年2月1日横浜地裁の判決が下った。

土屋議員に対する湯河原町議会の懲罰議決は、「陳謝」を命じた第1次懲罰と、これを拒否したことにたいする制裁として1日間の「出席停止」を命じた第2次懲罰から成るが、各懲罰議決の取り消しを求める請求については、裁判所は「会期(2020年9月)の終了によって既に効力を失った」ので、原告には懲罰の取消を求める利益がない、として訴えを「却下」した。これは懲罰を「適法」と評価したものではないので、「敗訴」ではなく、いわば「ノーゲーム」の宣告である。

一方、議会広報紙(「議会ゆがわら」)で、原告が会議規則に違反して懲罰を受けたことを非難し、原告の名誉を毀損したことについては、被告の責任(損害賠償と謝罪広告)を認めた。

2 「土屋発言」に対する攻撃としての懲罰と広報

懲罰の対象とされた土屋議員の行為は、町税等の滞納者名簿が町議会の特別委員会の「秘密会」で配布されたまま「回収されなかった」という本会議(2020.9.7)での発言、および同趣旨のSNS上の発信(以下あわせて「土屋発言」という)である。

町議会多数派は、土屋発言が「秘密会の議事の口外」にあたり、湯河原町議会会議規則92条2項の「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない」との規定に違反した、との理由で「陳謝」を命じ、これを拒否したとの理由で「出席停止」の議決をしたものであった。

そして、議会が発行する広報紙「議会ゆがわら」11月号の記事の中で、「今回、9月定例会における一般質問の場において土屋由希子議員が『秘密会の議事を他に漏らしてはいけない』とする議会内部のルールを破ってしまったため、懲罰動議が提出され、採決の結果、懲罰が科されることとなりました。

議会運営の基礎となる各種法令に違反し、合議体である議会の意思決定である議決に従わないことは、議員としてあるまじきことであり」云々、などの記事を掲げて土屋議員を攻撃した。

3 懲罰違法と名誉毀損—成立要件は共通

土屋訴訟において原告は、「議会ゆがわら」の記事による名誉毀損を指摘し、原告の名誉

を回復する措置として、謝罪広告と損害賠償を求めた。

「名誉毀損」が成立するためには、「議会ゆがわら」の記事が「真実ではない」こと、すなわち土屋発言は会議規則 92 条 2 項に違反しない（「秘密会の議事」の口外にあたらな）ということ、裁判所が認定・評価する必要がある。

横浜地裁2.1判決は、「被告が主張するように、秘密会で行われたこと全てを本件規則 92 条 2 項の『秘密』と解するのは相当でなく、同項は、会議体を秘密会とした趣旨に照らして、公表することが相当でないものについて、秘密として、公表することを禁止したものと解するのが相当である」として、被告の「一律秘密説」を退けた。

その上で、滞納者名簿が会議後に回収されたかどうか、という「審議の内容に関係のない」事実は、「事後的に公になったとしても、本件特別委員会を秘密にした趣旨に反するものではない」、「滞納者名簿が出席者に配布された事実自体は、既に公知の事実になっている中で、それが回収されたかどうかという本件対象事実のみを秘密として扱う合理的理由は見出せない」などの理由を示して、

「本件対象事実は、秘密に当たるものとは認められないから、原告がこれを公表したことは、本件規則 92 条 2 項に違反するものとは認めることはできない。」と判示した。

4 実質的な「全面勝訴」

判決は、「土屋発言は会議規則に違反しない」という判断を「議会ゆがわら」の記事は真実ではなく名誉毀損にあたる、とする理由として用いているが、仮に裁判所が懲罰取り消し請求について審理することができるという前提に立てば、この判断から「各懲罰は根拠となる理由を欠くので、いずれも違法として取り消す」との結論が導かれる。

すなわち2.1判決は、「土屋議員に対する懲罰には全く理由がなかった」ということを実質的に認めた判決であったと評価することが出来る。

「20 万円」という賠償額は安いと思われるかも知れないが、安倍晋三氏が第 3 次小泉内閣の官房長官時代に雑誌社を名誉毀損で訴え 5000 万円の賠償請求をしたのに対し、判決（H18.4.21 東京地裁）が認めたのがわずか 50 万円だった、という例もある。このことが示すように、「政治家」への批判のハードルは高くない（ちなみに安倍事件では謝罪広告は棄却された）。

本件で謝罪広告まで認容されたことは、土屋発言に関する正当な評価とあいまって、判決の評価を高める所以である。

5 残された課題

とはいえ、判決が会期の経過後は、陳謝や出席停止（報酬の不払いを伴うものを除く）の取り消し請求は不適法である（訴えの利益を欠く）と判断したことは、納得できない。

行政事件訴訟法 9 条は、「処分の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分の取り消しによって回復すべき法律上の利益を有する者」が、当該処分の取り消しを求める権利を認めている。地方自治法 129 条は会議規則等に違反する議員に対して発言を取り消させる等の権限（および命令に従わない場合は議場から退去させる権限）を議長に与えているので、土屋議員に対する懲罰が取り消されないと、土屋発言と同じ内容の発言は、今後も議長によって制止されるおそれがある。このことが行訴法 9 条による訴えの利益を基礎づける、と当方は主張してきた。

これに対し、判決は「議長が懲罰議決の先例に従って発言取消命令を発する可能性があることは否定できないとしても、このことは第 1 次懲罰がされたことに伴う事実上の不利益である」と判断した。議員が議会で発言することは、表現の自由を行使する場面の典型であるから、その発言にたいする制限は、もっとも重大な「法律上の不利益」ではないか。それを「事実上の不利益」に過ぎない、ということに強い違和感を覚えた。

しかし、この点を上級審で争うには、土屋さんが議員活動を継続する必要があるところ、ご本人は本年 4 月の町長選に出馬するため、2 月 6 日付で町議を辞職された。したがってこの課題を土屋訴訟の中で追及することは断念するほかない。

6 舞台は高裁へ

横浜地裁の 2.1 判決について、町議会側は 2 月 16 日控訴を申し立てた。

4 月 3 日付で提出された「控訴理由書」を読むと、町議会側の主な主張は、次の 3 点に集約される。

- ①司法は、懲罰に理由があるか否か、について議会の自律権を尊重すべきであるから、議会広報紙の内容についても同様に、議会の自律権を尊重すべきである。
- ②「土屋の発言が会議規則違反にあたる」という法的評価は、表現の自由によって保護されるので、名誉毀損にはならない。
- ③土屋は既に議員を辞めているので、守るべき「議員としての名誉」は存在しない。

「法は町議会に入るべからず」というスタンスで、大上段に振りかぶっていることがよくわかる。高裁の審理は 7 月 4 日（11 時 30 分）から始まる。

ゆがわら町民オンブズマンの秘密会議事録情報公開請求

代表幹事 中 村 晋 輔

第1 はじめに

この報告は、昨年「湯河原(土屋)訴訟とゆがわら町民オンブズマンの情報公開請求訴訟」の「第3 ゆがわら町民オンブズマンの秘密会議事録情報公開請求」に続く報告です。

第2 第一次訴訟について

- 1 ゆがわら町民オンブズマンは、2021年2月15日、湯河原町議会に対し、秘密会で行われた町税等徴収対策強化特別委員会の会議録(2011年12月~2020年7月に開催された全25回分)の公開を請求しました。湯河原町議会は、同月26日、全部非公開の決定をしました。これに対し、ゆがわら町民オンブズマンは、同年4月、横浜地裁に非公開決定の取消し等を求めて訴訟を提起しました。
- 2 横浜地裁は、2022年2月2日、湯河原町議会の非公開決定を取り消すとの判決をしました。横浜地裁は、①理由の提示の要件を欠くものとして、取消しを求める請求に理由があるとしました。さらに、横浜地裁は、②会議規則92条1項の規定(「秘密会の議事の記録は公表しない。」)を理由として、湯河原町情報公開条例5条7号の非公開情報(「法令等の定めるところにより、公開することができないとされている情報」)に該当するということとはできない、この点においても違法であって取消しを免れないとして、湯河原町の主張を排斥しました。「季報 情報公開・個人情報保護」2022年9月号に、この横浜地裁の判決文が掲載され、大林啓吾慶応義塾大学法学部教授が「会議規則の法令秘該当性—湯河原町議会秘密会情報公開請求事件—」と題する判例解説をしています。
- 3 湯河原町は横浜地裁の上記①の理由の提示の要件を欠くという判断については争わず、上記②の会議規則92条1項の規定を理由として非公開情報に該当するということとはできないという判断が不服であるとして、控訴を提起しました。

これに対し、東京高裁は、2022年10月31日、湯河原町の控訴を「却下」する判決をしました。横浜地裁がした上記②の判断については、「本件事案の性質に鑑み」「念のため」判断したものにはすぎないのであって、非公開決定の取消しの判断をするために必要不可欠なものとして判断したわけではなく、行政事件訴訟法33条1項の拘束力(「処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。」)が及ぶことを前提とする控訴は、控訴の利益を欠くものとして不適法と判断しました。
- 4 湯河原町は、この東京高裁判決に対し最高裁への上告提起も上告受理申立てもせず、非公開決定を取り消した横浜地裁判決が確定しました。

第3 再度の全部非公開決定に対する第二次訴訟および第二次審査請求について

- 1 湯河原町議会は、2022 年 12 月 12 日付で、全部非公開の決定をしました。2021 年 12 月 21 日付け湯河原町情報公開審査会答申が、「本件処分は文書全部の非公開決定であり、実施機関において文書を公開すべき範囲の検討がなされていない。」…「今後、実施機関においては、本件条例の趣旨を踏まえた情報公開制度の運用のあり方に基づき、公開請求にかかる文書について公開すべき範囲を検討されることを要望する。」としているにもかかわらず、部分公開の決定ではなく、再び全部非公開の決定をしてきたのです。

非公開決定通知書には、公開することができない理由として、1 回目の非公開決定の理由として記載されていた湯河原町情報公開条例 5 条 7 号（法令秘）に加えて、新たに、同条 3 号（意思形成過程情報）、同条 4 号（事務事業情報）、同条 6 号（公共安全情報）も記載されていました。

- 2 ゆがわら町民オンブズマンは、2023 年 1 月 30 日、非公開決定の取消しを求めて、横浜地裁に第二次訴訟を提起し、同日、湯河原町議会に対し第二次審査請求を行いました。

本報告の資料として、2023 年 4 月 12 日の横浜地裁第一回口頭弁論期日において意見陳述を行ったゆがわら町民オンブズマン代表濱田知子氏作成の「意見陳述」を添付いたします。

ゆがわら町民オンブズマンは、裁判所に対し、第一次訴訟においてすでに議論が尽くされている湯河原町情報公開条例 5 条 7 号に該当しないという点について、終局判決に先立つ中間判決を出すよう求めています。これに対し、被告湯河原町は、同条 3 号、4 号、6 号も全部非公開決定を基礎づけるものであり、同条 7 号を含めて、どれか 1 つに該当すれば全部非公開決定は適法になるから、裁判所が同条 7 号について先に判断する必要はないと主張しています。

また、ゆがわら町民オンブズマンは、被告湯河原町に対し、秘密会の各回ごとに、発言者及び発言事項の主題を特定した上で、当該各発言内容たる情報が湯河原町情報公開条例 5 条各号のいずれに該当するか及び該当すると判断した理由を個別具体的に明らかにするよう求めています。

以 上

原告 ゆがわら町民オンブズマン

被告 湯河原町

意 見 陳 述

2023年4月12日

横浜地方裁判所第1民事部 御中

原告 ゆがわら町民オンブズマン

代表 濱田知子

第一回口頭弁論の場で、発言の機会を与您いただき感謝申し上げます。

私たち「ゆがわら町民オンブズマン」は、住民の最も他の人に知られたくない税等の滞納情報が記載された滞納者リストが、町税等徴収対策強化特別委員会で10年の長きにわたり行政から議会に安直に提供され、さらに驚くべきことに回収もされず、議員の自宅に持ち帰りまでされていたという事実を知ったことによりこれを問題視し結成され、2020年より活動を続けています。

なぜこのような事が行われていたのか、このような事は今すぐやめるよう、行政には憲法第16条に基づき請願をし、議会に陳情もしましたが誠意の無い対応しかありませんでした。しかし、この指摘以降、滞納者リストの提供はなくなっており、これは私達の活動の成果の賜物であると思っています。

2021年2月15日にした町税等徴収対策強化特別委員会の秘密会議事録の情報公開請求は非公開となり、それを不服として横浜地裁に提訴、東京高等裁判所での控訴却下判決を受け、地裁判決の非公開決定取消が確定しましたが、湯河原町議会は再処分として再び非公開決定をしてきました。湯河原町情報公開審査会でも「秘密会議事録が全部非公開になるわけではない」との答申も出ているにもかかわらずです。この決定には強い憤りしかありません。

しかも、その非公開決定の理由たるや、横浜地裁ですでに十分に審議されて、判決の理由の中で否定され、東京高裁で門前払いをされた「会議規則は法令等に該当する」ことが挙げられているのです。議会は、裁判所が出した判決の意味がわかっていないとしか考えられません。そして、さらに付け加えられた理由として湯河原町情報公開条例第5条第3, 4, 6号に関しては、秘密会議事録の中身を見る事無く「おそれ」「おそれ」と抽象的な表現が列挙されています。ところが、湯河原町情報公開条例第5条第1号の「公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開決定理由として挙げられていないのです。非公開理由にならないということは、秘密会の中では個人が識別されるような議論はされていなかったこととなり、議事録を非公開とする理由は成立しません。個人情報に関しての議論が一切されていなかった、議論の中身は滞納をいかに減らしていく

かの議論だけなのだ、という主張であるならば、部分公開をすれば良いのであって、全部非公開にはあたらないのです。個人情報を取り扱うからと秘密会に決定したと矛盾しています。

先ほど申し上げたように、2020年7月を最後に、町税等徴収対策強化特別委員会での滞納者リストの提供はなくなり、高額な税の滞納件数・金額などの報告だけとなっています。年3回開催される特別委員会ですが、滞納者リストの提供はなくても何の問題も混乱もなく行われています。一体それまでのどうしても必要であったとされる滞納者リストにはどんな役割があったのでしょうか？滞納者リストがあったから滞納が減ったという発言もありましたが、リストの提供がなくなったら滞納が増えたという事実はなく、滞納が減ったのは徴収対策室の職員の定数増とコールセンターの設置によるものがその要因なのです。

滞納者リストは職員が時間外勤務100時間もかけて作成したものなのに、秘密会の開催時間は短いものでわずか15分という会もあります。そんな短時間の会議の中で滞納者リストを用いてどのような議論がされていたのか？その検証をすることから、個人情報の安易な取扱いが繰り返されないよう警鐘を鳴らすためにも秘密会議事録の公開を受け、分析検討しなければならないのです。

最初の提訴から2年経ちました。十分に審議され出された判決を蔑ろにするような再度の全部非公開決定。湯河原町議会はどれほど住民を愚弄しているのでしょうか。自分たちの懐が痛むわけでもなく漫然とただ裁判を続け、弁護士費用に住民の納めた貴重な税金の支出を続ける。ひとえに自分たちが10年間続けて来た滞納者リストを弄んだ過ちが引き起こしているにも関わらず、です。2年間の裁判に当事者である議員たちは誰も出席していません。まるで他人事です。長引かせればそのうち諦める、うやむやになると高をくくっているのかもしれませんが。湯河原町議会はどうしても秘密会議事録を公開したくないのだ、そう思わざるを得ません。

秘密会の中で取り扱うのだからという理由で全てが公開されないのは、私達の知る権利が保障されているとはいえません。法律よりも条例よりも議会会議規則が全ての上位であるかのような主張から、湯河原町には日本国憲法にも勝る「湯河原憲法」とも言える議会会議規則がある、と私達は揶揄しています。こんな事がまかり通っている湯河原町は正常に機能しているとは思えません。

議会が秘密会議事録を公開するよう、裁判所におかれては、情報公開条例の目的に基づき、私達町民の知る権利を尊重して、非公開決定の取消をしていただきますようお願いいたします。

鎌倉市携帯電話中継基地局位置情報公開請求訴訟

代表幹事・本件訴訟原告 保坂 令子

2020 年春から5G(第5世代移動通信システム)の商用化が始まった。携帯電話会社が携帯電話中継基地局の増設に躍起になる中で、オリンピックを控えた東京都は、都有財産(建物・道路・橋梁・地下鉄・バス停…)を基地局設置に積極的に提供する姿勢を示した。「では、鎌倉市の現状はどうだろうか?」と考えたのが、本件訴訟にかかる情報公開請求のきっかけである。

同年 7 月末、「携帯電話会社による行政財産の目的外使用許可申請および普通財産の貸付申請」を情報公開請求した。請求対象とした 15 課 4 支所外3機関の中で市有財産を携帯電話中継基地局に使わせていたのは 2 課で、そのうち公的不動産活用課は該当する市有財産を公開したが、道水路管理課は、基地局の位置(設置させている市有財産がどこであるか)を全面的に墨塗りにした文書を「一部公開」した。

そこで、この非公開処分の取消しと公開の義務付けを求める訴訟を同年 10 月に提起した。大川隆司弁護士と石崎明人弁護士に代理人に就いていただいた。

非公開を適法とした理由には全く新味がない

提訴から 2 年が経過し、2022 年 10 月 26 日にむかえた地裁判決は、市の決定通知書の書き方の一部に不備があったことは認めたものの、鎌倉市長による非公開の判断を適法とし、公開の義務付けを却下するものだった。

被告が主張した非公開理由は、①携帯電話中継基地局の位置に関する情報は、各事業者のノウハウに係るもので、ライバル事業者に知られることは正当な利益を害する(鎌倉市情報公開条例 6 条 2 号ア)、②破壊活動を招く恐れがある(同条 5 号)というものであったが、地裁判決はこの被告の主張を認め、本件非公開情報が条例 6 条 2 号と 5 号のいずれにも該当するとした。

携帯電話会社が基地局の位置を計画中のものも既設のものも一緒に秘密にしたいと考え、それを「むべなるかな」とする社会通念が 20 年間大手を振っている。本件は、その状況に、公共施設の管理状況に関する行政の説明義務、という切り口から風穴をあけようとしたものであった。しかし、判決は「基地局情報が携帯電話会社の営業戦略に係る営業秘密であることは、公有財産に設置された基地局についても変わるものではないから、原告が主張する説明責任の観点を考慮したとしても、本件非公開情報が本件条例 6 条 2 号アの情報に該当するとの判断は左右されない」とそそくさと結論づけ、「公有財産に設置された基地局についても変わるものではない」とする理由は示されなかった。原告の訴訟提起の意図に関心を払おうとしない姿勢には心底がっかりさせられた。

10 年前の審査会答申

「基地局の位置情報は携帯電話会社にとって秘密にしたい情報であるから非公開でよいの

だ」という考えは、古くは 2003 年 12 月、次いで 2011 年 12 月の国の情報公開・個人情報保護審査会の答申(平成 23 年度(行情)答申第 417 号)で示され、2012 年 6 月の鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会の答申(平成 24 年度 答申第 13 号)もこれに追随した。地裁判決は、これらの答申に大きく依拠しており、新たな検討が行われた形跡は全く見られない。

携帯電話会社が掻き集めて国の情報公開・個人情報保護審査会に提出した「位置情報を公開されるとこんなに大変なことになる」という事例等が繰り返し判断の根拠とされることに対しては、「またか……。もう少し違うことは言えないのか!」とウンザリしている。

控訴審は 1 回で結審

「市有財産に設置された基地局の位置情報は携帯電話会社の営業戦略に係る営業秘密を含む法人情報である」と被告・鎌倉市は主張するが、情報公開請求で分かったくらいで、携帯電話会社の通信網展開戦略が明らかになるとは考えられない。常識的に考えれば、「市有財産に設置された」と限定されたことで、もはや網羅的な展開戦略を示すものではなくなっている。

11 月 9 日に控訴手続きを行っていただいた。本年 1 月 11 日付で提出の準備書面(1)では、原判決の判断の誤りとして、▽本件非公開情報には網羅性がないこと ▽携帯電話事業者の利益と公の施設利用者の利益との比較考量を欠くこと ▽基地局が犯罪の対象になっているという事実から「基地局情報の公開が犯罪を誘発する」と短絡的には結論付けられないこと—などを指摘している。

これに対し被控訴人・鎌倉市からは「公有財産上に設置された基地局」という特殊性を有する情報であることを意図的に無視して基地局全般の話に持って行った答弁書が出され、あまりの手抜きぶりに、準備書面(2)で反論を展開した。しかし、書面のやり取りはここまでで、3 月 16 日の口頭弁論で結審した。判決言渡し期日は 5 月 25 日。

本件非公開情報は、網羅的でなく限定的であり、かつ公開することが公益に適う

本件非公開情報について公開を義務づけることには、公益に適う意義がある。

今般の社会状況において「基地局をどこにも立てるべきではない」と主張するものでは毛頭ないが、基地局が発する電波の影響が強く及ぶ住民等が出てくる可能性がある場所への設置については慎重であるべきだ。予防原則にのっとり、「そうした場所以外」での設置がスタンダードになることが望まれる。これは、2015 年にフランスで制定された提案者の名前から「アベユ法」と呼ばれている法律の考え方に近い。

市が基地局設置のために市有財産を貸すのなら「市が保有する土地・建物のどこに設置させているかは、市民の知るところである」という状態にしておくことが、「適当でない場所については貸さない」ことの担保になるのではないか。私が「公益に適う意義がある」と考えるのはこの点においてであると言ってもよい。1 回で結審しなかったら、この点についても主張したかった。鎌倉市も裁判所も(遡れば情報公開・個人情報保護審査会も)、携帯電話会社の言い分に唯々諾々と従い、思考を停止させているところが本当にもどかしい。

横浜市の情報公開開示手数料

事務局 小 沢 弘 子

1. 概要

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の一部改正（令和4年12月28日公布。令和5年4月1日施行予定）により、手数料規定が設けられた。

電磁的記録（ワード文書やPDF）の写しを光ディスクで交付してもらう場合の費用は

従来 ; 光ディスクの費用（1枚70円or100円）のみ

改正後 ; 光ディスクの費用+「ページ数がある電磁的記録は1ページ10円」となった。

（「エクセルや録音・録画など「ページ数がない電磁的記録」は1ファイル210円」）

2. 全国市民オンブズマン連絡会議と連名で2023年2月22日、申入れ

【申入事項】

- ①Word やPDF等の電子データとして保管されている行政文書を光ディスク等の記録媒体に複写する方法により写しの交付をする場合（電子情報処理組織の使用による交付も同じ）について、「1頁10円」の手数料規定を改正すること
- ②電子データとして保管されている行政文書であって非開示理由の存する部分のないものは、情報提供を原則とすること

【申入理由】

- (1) 「市民が市の諸活動に関心を持ち、市民の市政への参加を促進」し、「日本国憲法の保障する地方自治を更に発展させる」には、市民の知る権利が尊重され、市民が市政に関する情報を得ることが不可欠（条例前文）であるところ、市の保有する情報は膨大であり、一つの事業全体につき把握するためには数千頁数万頁に及ぶ行政文書の入手が必要となることもある。
- (2) 一方、こんにちでは行政文書の大半は電子データとして保存されるようになっており、Word やPDF等の電子データとして保存されている行政文書を光ディスク等の記録媒体へ複写して交付することは、飛躍的に低コスト（複写作業の労力・時間の低減、記録媒体の廉価化）で行えるようになっている。
本来、市民にとっては大量の情報を容易に入手しうる環境が整っているといえる。
- (3) にもかかわらず、「1頁10円」の手数料を徴収するとすることは、当該事務に要する経費を勘案して定められるべきものとされる手数料の趣旨にも反し、市民に不合理に過大な負担を強いるものである。

Word やPDF等の電子データとして保管されている行政文書を光ディスク等の記録媒体に複写する際、電子データ(ファイル乃至フォルダー)の一括複写をするのであって「1頁」ごとに複写するわけではないから、複写経費において1頁いくらという概念は生じえず、「1頁10円」の手数料規定が不合理であることは明らかである。また、改正にあたり、「従量制」との説明がなされているが、電子データはデータ量(バイト)で計量されるものであるのに、アナログ概念の「頁数」を持ち込むのは誤りである。

FOIA・EFOIA(アメリカの情報公開法)は手数料につき、

- (i) 営利的使用 ; 記録の探索、複写、審査に要する合理的な標準的経費
 - (ii) 非営利的使用、かつ、学術的・科学的研究を目的とする教育的・非営利の科学的団体
や報道機関による請求 ; 記録の複写に要する合理的な標準的経費
 - (iii) それ以外 ; 記録の探索、複写に要する合理的な標準的経費
- としている。

日本では国の機関は、3分類はせず一律に、上記(iii)の標準的経費により手数料を定めている(開示・非開示の審査やマスキング作業に要する経費は含めていない)。

(もちろん「標準的経費」は、いわばフィクションであり、アメリカでも日本でも実際にはもっと人件費がかかっているわけだが、情報公開制度の意義に鑑みて、このような定めとしている。)

- (4) 横浜市が条例改正案策定にあたり参考にしたと推測される大阪市や国の手数料規定ですら、記録媒体に複写した電子データの交付において「1頁10円」との手数料が定められているのは、“スキャナで読み取ってPDF等の電子データ化する”という作業を要する場合のみである。

- (5) 上掲手数料規定設定の理由として、紙に複写したものの交付を受ける場合との負担の公平という説明がなされている。しかし、紙への複写実費の低廉化にもかかわらず金額(白黒1枚10円、カラー1枚50円)の見直しはしない一方で、経費が僅少な記録媒体への複写につき、手数料を紙への複写費用に合わせることは、「市民の知る権利」の尊重という条例前文の趣旨に反するものである。

また、横浜市は温暖化対策のためコピー用紙削減の効果をアピールしており、「中期計画2022~2025」で「行政文書の電子データとしての活用」を掲げている。市民をペーパーレス化に誘導するために紙への複写と記録媒体への複写とで手数料を異なる規定とすることこそ合理的な政策である。

3. 他の自治体の状況

【市民負担の少ない制度を有する自治体】

(a) 奈良県橿原市

- ・メール送信の方法により開示している
- ・市内に住所を有する個人等は無料、その他の者は 1 件 300 円の手数料がかかり、開示は無料(マスキングがある場合も同じ)

(b) 沖縄県浦添市

- ・メール送信の方法により無料で開示している
- ・事務取扱要綱では 10 メガバイトまでとあるが、それを超えていてもメールで送っており、今後上限を外す方向で要綱を見直す予定とのこと

(c) 神奈川県逗子市

- ・インターネットで情報公開請求をされた行政文書につき、市のホームページ上に掲載する方法で開示している(もちろん無料)

(d) 佐賀県

- ・電子媒体での交付 CD-R 40 円 DVD-R 60 円(媒体費のみ)
- ・文書量が概ね A4 サイズ 10 枚以内の公文書で、個人情報等が含まれておらず、スキャナー等での画像読み取りが容易なものについては、電子メール又はファクシミリでその写しの交付も実施(無料)

- (e) 神奈川県内の自治体を調査したところ、(下記横須賀市を除き)光ディスクの実額程度(30 円~170円)で写しの交付をしている。

【市民負担の大きい制度を有する自治体】

(f) 横須賀市

- ・150円+100 キロバイトまでごとに 200 円を加えた額
(営利目的の事業者による大量請求への対応目的の規定であるとのこと)

政務活動費領収書等のネット公開申入書

2023年2月15日 かながわ市民オンブズマン

2023年1月4日、横浜市会の5人以上の議員で構成する4会派が、政務活動費収支報告書のインターネット（以下ネット）公開で合意し、領収書の写しは市会図書室で閲覧できるようになるとの報道がありました。

今回の合意で、貴議会の政務活動費の透明性が一歩進んだとはいええます。しかし、全国的に見れば政務活動費のネット公開に関して横浜市は、著しく遅れています。

全国市民オンブズマン連絡会議が毎年調査している「政務活動費 情報公開度ランキング」において、横浜市は20政令市議会中最下位（総合ポイント100点満点中12点）が続き、調査対象である都道府県・政令市・中核市計127議会中でも最下層（125位）の位置に留まったままです。市民にとっては、残念な結果と言わざるをえません。

この政務活動費の透明性の調査は、以下の観点と項目で行われています。

- (1) 政務活動費が適正に支出されたことを判断する資料が公開されているか（領収証・会計帳簿・支出マニュアルの公開の有無）
- (2) 政務活動費を支出してどのような調査研究活動をし、成果を挙げたかが公開されているか（活動報告書・視察報告書の公開の有無）。
- (3) 誰もが容易に政務活動費の情報にアクセスできるか（それぞれの情報が自治体のネット（WEB）で公開されているか）

上記(1)はすでにほぼ達成されたため、現在の情報公開度の焦点は(2)(3)に移っています。残念ながら1月4日に合意した収支報告書のネット公開や領収書の写しの閲覧は、もはや当然のこととしてすでに調査項目から削除され、ポイントにはなりません。したがって合意が実現された後も、横浜市会のランキング順位は変わりません。

近年、技術の進展により、大量の行政文書であっても、電子データ化やホームページへの掲載は極めて簡単にできるようになりました。例えば領収書のネット公開は、2022年の調査では、上記127議会中63%が実施しており、20政令市議会の中で実施できていないのは、横浜市を含め5議会だけになりました。

政令市の場合、領収書の紙媒体でのコピーは、頁数にすると2万～3万頁近くになりますが、コピーはどの議会でも毎年作成しているはずで、すでにネット公開を実施している大阪市議会に聞いたところ、そのコピーのPDF化やホームページへの掲載の事務負担はそれほど感じていないとのことでした。幾つかの県や政令市へも問い合わせましたが、同様な答えが返ってきています。領収書を始めとする横浜市会政務活動費のネット情報公開は、充分現実性があると思われます。

つきましては、今回の合意による公開開始時期に合わせて、領収書や会計帳簿、政務活動費がどのように使われたかを示す各種報告書のネット公開も実現して頂きたい、ここに申し入れます。

団体名	懲罰の年月日 懲罰の種類	議員名	争訟経過
群馬県榛東村	2021 年 3 月 11 日 出席停止 1 日	中島 由美子	●審決 2021 年 10 月 8 日処分取消
【事案概要】 一般質問でコロナ禍対策等につき「何やらある村内の小学校で発生したということ」と発言したことが、公表されていない内容について言及したものであって議会の品位を汚すものであるとして陳謝の懲罰。陳謝文の朗読を拒否したとして出席停止1日の懲罰。			
【判断の注目点】 陽性患者が発生した場合に学校名を公表する自治体も少なからず存在し、判断が分かれている状況にある。榛東村においても取り決めはない。村内に2校ある小学校のいずれかで陽性患者が発生したことを公表したことのみに基づき懲罰を科すことは合理的でない。陳謝を拒否することにも理由があるから、陳謝文の朗読を拒否したことが会議規則（議会の品位保持）に違反するとはいえない。 出席停止が28分間にとどまるからといって、懲罰の種類選択の裁量権を逸脱・濫用がないとはいえない。			

高知県東洋町	2018 年 6 月 12 日 除名	田島 毅三夫	●審決 2019 年 2 月 21 日処分取消 ●国賠請求（名誉棄損） 2022 年 4 月 26 日高知地裁判決 慰謝料 20 万円を認容
【事案概要】 2017 年、町職員への暴言があったとして町議会から定例会本会議出席停止（1 日間）の懲罰処分を受け、2018 年には議場での発言などを巡る出席停止（3 日間）や辞職勧告決議の後、6 月定例会で除名処分 2017 年 6 月。 なお、2019 年 2 月に審決で処分取消となった後も、2019 年 9 月～2020 年 9 月までに陳謝 1 件、出席停止 4 件、戒告 1 件。			
【判断の注目点】 1 日間の出席停止の理由となった町職員への暴言は議場外での出来事であり、「議会運営と関係のない行為は懲罰対象とならない」と指摘。「議会の裁量範囲を逸脱すると言わざるを得ず、違法性を有する」とした。 除名についても、懲罰対象とならない議場外の言動が理由に含まれ、議会の裁量を逸脱しているとした。 その上で、これらの処分とその報道・広報により「名誉や信頼が毀損されたと認められる」とし、資格回復などの措置を考慮しても賠償が相当とした。			

宮城県石巻市	2020年3月10日 出席停止8日	黒須 光男	●国賠請求 2021年4月27日仙台地裁判決 請求棄却 2022年6月1日仙台高裁判決 懲罰につき慰謝料40万円、 議会報による名誉棄損につき慰謝料80万円
【事案概要】 ①野次をとばした。 ②「架空水増し工事と認められるものが計上されてきた」「利権さ絡んでいるからそんなこというんだろう」「調べないのですよ、監査委員が」「水増ししたやづら」「金が動いていることがみえる」「よく調べたら、うそだな、これ架空だな」等と発言した。 ③質疑のなかで、市職員に対し、「あなた、まぐれで建設部長になったんだから」「答弁要らない、あなたなら」「公職選挙法違反だ、あなたは」と発言した。			
【判断の注目点】 一審仙台地裁判決は、 ①不規則発言は、議事の妨害となる言動にあたる、 ②は議員に求められている品位を欠いている（発言の時点で架空水増し工事であることは証明されていない以上、議員として断定的な表現を用いることは厳に慎むべきである）。関係者に対する批判は、「無礼の言葉」にあたる、 ③も、品位を欠く、または無礼の言葉にあたる、と判断した。 これに対し、二審仙台高裁は、 ①は適切なものとは言い難いが議事妨害の悪影響が実際に生じたことは会議録や録音データからも特段認められないし、他の議員による不規則発言も複数回行われており、出席停止の懲罰に値するほどのものとは言い難い、 ②粗野ないし不穏当な表現や十分な根拠なく断定的な表現をしている部分も認められるが、発言の核心となる部分は市が締結した請負契約に不適切な点があるとして関係する問題を提起するものであって議員の責務に関連するものである。議員が市政の問題点を追及、質疑する際には、時に強い表現となることもやむを得ないところであり、また、議員は捜査機関ではなく収集できる証拠資料に制限があるから、客観的かつ具体的に十分な根拠資料に基づいて発言をすることができなかったとしても、その一事をもって直ちに懲罰対象とすべきものとは言い難い。 これに加え、議会における発言の事由を確保する必要性からすれば、個別の表現の言葉尻を捉えて直ちにそれが無礼の言葉であり品位を欠くとして出席停止の懲罰を科すことは相当とはいえない（対象議員の言動が法132条・規則139条違反と評価したこと自体は議会の自律権の範囲内とみる余地があるとしても、直ちに出席停止の懲罰に値するほどのものとは言い難い）、 ③「まぐれで」は長い発言の一部分のみにすぎない、「あなたなら」は答弁は不要（自らの所感等を発言したので答弁不要との趣旨）。「公職選挙法違反」は、違反とはいえないものの公務員の政治的中立性の確保を目的とする地方公務員法36条の趣旨を損ないかねないから、議員が問題視して批判する発言をいうのは当然である。 として、いずれも出席停止の懲罰に値しないと判断した。			

奈良県香芝市	2022年8月18日 懲罰委員会で 出席停止8日	青木 恒子	●出席停止処分の仮の差止め 2022年9月1日奈良地裁 仮の差止決定
【事案概要】 質疑で、市民に同行して国保収納窓口を訪れた経験を述べたところ、議長が「国保や生保窓口への議員の同行は政治倫理条例、同基準で禁止されている」旨の発言をした。これに対し、「議員に対する圧力、ある意味ちょっとパワハラのように聞こえた」と述べたことが、議長に対する侮辱又は名誉棄損、無礼、人身攻撃、正当な意見に対する圧力、遵守すべき政治倫理条例等を認識せず公然と誹謗中傷したとして陳謝処分。陳謝を拒否したとして第2～第4の陳謝処分。これにも従わないことを理由に、懲罰委員会で出席停止8日の懲罰が相当だとする決定。本会議での懲罰議決の差止めを求めて仮処分を申し立てた。 ※決定書では触れられていないが、Webによれば政治倫理条例、同基準に、国保・生保窓口への議員の同行を禁ずる規定はないとのこと。			
【判断の注目点】 (1)出席停止の懲罰がされれば議事に参与して議決に加わるなど議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなるから、仮の差止めの要件である「償うことのできない損害を避けるための緊急の必要性」がある。 (2)陳謝文の内容自体に問題がある(懲罰事由に該当する行為以外についての陳謝が含まれ、また、過去の陳謝拒否による懲罰事項を重ねて処罰の対象としている)から、その朗読を拒否したことにはやむを得ない側面があったといえ、これにより重い懲罰を科すことは裁量権の逸脱・濫用となるものと認められる。			

岐阜県七宗町	2020 年 7 月 10 日 辞職勧告決議	加納忠良	●国賠請求(名誉棄損) 岐阜地裁判決(判決日不明) 請求棄却 2022 年 11 月 18 日名古屋高裁判決 慰謝料 6 万円を認容
【事案概要】 自身の発行する機関誌(議員活動等を掲載し、新聞折込で町民に配布)で、議長が一般質問を許可しなかったことを批判し、予定していた一般質問の内容を掲載したことについて(他に、議会において議長の指示に従わず発言を続けたり、他の議員らに対し無礼な言葉を何度も発したりしたことも併せて)、議員辞職勧告決議がなされ、議会報に掲載されたことにより議員活動の自由が侵害され、名誉・信用が既存されたとして損害賠償を請求した。			
【判断の注目点】 辞職勧告決議の内容を個別に検討し、機関誌を発行して自身の政治的な見解を表明する行為は議会の自律権によって制限されるものではなく、議員が議会において不許可とされた質問を機関誌に掲載することは議会外の政治活動として本来許されるものである。内容が第三者の名誉を棄損したり侮辱したりするようなものでもなく、機関誌への掲載・町民への配布が議員としての品位を著しく損なう行為であるとはいえない。 したがって、これを理由として辞職勧告決議を行ったことは町議会の内部規律の問題にとどまらない。(議長の活動等につき真実に反する事実を記載したことは議員としての品位を損なうと判断。また、議会での発言等については、議会の内部規律の問題であり、自律的な判断に委ねられるべきものと判断。 一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてみれば、不許可とされた質問を公表したことが議員辞職に値する不当な行為であり、控訴人(原告)は議員としてそのような不当な行為を行う人物であるという印象を受けるものであり、控訴人の社会的評価を低下させるものである。			

神奈川県 湯河原町	2020年9月29日 陳謝出席停止1日	土屋 由希子	●処分取消・慰謝料・謝罪広告請求訴訟 2023年2月1日横浜地裁判決 処分取消請求は却下、 慰謝料20万円・議会報への謝罪広告認容
【事案概要】 一般質問で「湯河原町の全滞納者の個人情報リストが議員に共有されて回収されていない。これは問題ではないのか。」と発言し、これが掲載された新聞をSNSで発信したことが、「秘密会の議事をもらした」会議規則違反にあたるとして陳謝の懲罰となり、さらに陳謝文の朗読を拒否したとして出席停止1日の懲罰処分を受けたことについて①陳謝処分の取消、②出席停止処分の取消、③議会報への掲載が名誉棄損にあたるとして慰謝料請求、④議会報への謝罪広告の掲載を求めた。			
【判断の注目点】 (1)議員に対する懲罰が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律権を尊重し、これを前提として国賠請求の可否を判断すべきである。しかし、議会報は一般町民に広く広報され、名誉棄損の程度は大きく、侵害された名誉権を議会の自律的な手続を通じて回復することは困難である。また、本件議会報の見出しやタイトル、構成、編集方法(原告が違法行為を行ったと強く印象付ける一方、違法行為の存否を読者が自ら判断し得る情報を載せない)から、議会報は懲罰につき客観的に広報するにとどまらず、改めて積極的に評価認定し、強調して広報するものである。以上から、議会報への掲載行為は、懲罰とは別個独立の行為であり、これに関する紛争は議会の自律権の範囲内でされた措置とはいえない。したがって、国賠請求の可否にあたり、陳謝の懲罰の適否も含め、名誉棄損の有無・違法性につき、全面的に司法審査の対象となる。 (2)会議規則が「秘密会の議事は秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない」と規定するのは(被告主張の「秘密会で行われたこと全て」ではなく)、秘密会とした趣旨に照らして公表すべきでないことを公表することに限定される。滞納者名簿が配布されたことは公知の事実であり、回収されていないことだけを秘密として扱う合理的理由はないし、過去の秘密会で配布された滞納者名簿が回収されていないことも公知であるから、回収されていないことを公表しても会議規則違反ではない。そうすると、議会報の、原告が会議規則に反したとの記載は真実ではない。また、原告が会議規則違反をしたので陳謝の懲罰が科された等の記載も真実といえない。 (3)議員の懲罰を議会報に掲載することには公益目的の面がある。しかし、本件記事の記載、見出し・タイトル、構成・編集方法からは、「専ら公益目的」とはいえない。編集委員には注意義務違反があり、国賠請求が認められる。 (4)議会報は社会的信頼性の高く、町民に広範に配布されており、町民に違法行為を行う者であるという印象を持たれることは議員活動にとって致命的な悪影響を与えかねないから、金銭賠償のみでは損害補填に不十分であり、謝罪広告の必要性・相当性がある。 (5)陳謝の懲罰は、議員としての中核的な活動を制約するものといえないから、議会の自主的自律的な解決に委ねられるべきものであり司法審査の対象とならない。 (6)出席停止の懲罰は会期終了により既に効力を失っているから「処分の取消によって回復すべき法律上の利益」が存在せず、訴えの利益を欠く。			

宮城県岩沼市	2016年9月6日 出席停止23日	大友 健	●処分取消・議員報酬請求訴訟 (2020年11月25日最高裁判決を経て) 2023年3月14日仙台地裁判決 処分取消、議員報酬認容(確定)
【事案概要】 同じ会派に所属するA議員が陳謝の懲罰を受け、陳謝文を読み上げた行為につき、「読み上げたのは事実です。しかし、読み上げられた中身に書いてあることは事実とは限りません。それから、仮に読み上げなければ、次の懲罰があります。こういうのを、政治的妥協といいます。政治的に妥協したんです。」と発言したことに対し、「議会の品位」を害したとして出席停止23日が科された。 これに対し、出席停止の懲罰取消と、期間中の議員報酬等の支払いを求めて訴訟を提起した。			
【注目点】 (1)仙台地裁は、訴えは不適法として却下。仙台高裁は、議員報酬の減額を伴う場合には司法審査の対象となり、訴えは適法とした。) 最高裁判決 出席停止の懲罰により、当該議員は、その期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる。 このような出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない。 出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができる。 (2)差戻後の地裁判決 原告の本件発言は、議会の秩序の保持及び円滑な運営に支障を生じさせるものとはいえず、規則142条にいう「議会の品位」を害するものには当たらない。本件懲罰は懲罰事由を欠くものとして違法である。 (被告は、原告の本件発言を捉えて、植田議員の懲罰自体を軽視し、議会の懲罰権を愚弄するものと主張するが)原告の本件発言は原告の意見を反論として述べたものに過ぎず、懲罰を軽視したり、議会の懲罰権を愚弄する趣旨のものではない。 仮に本件発言が、「議会の品位」を重んじないものに当たると解する余地があるとしても、会期全期間である23日間もの出席停止処分は、懲罰の対象となる原告の言動(本件発言)の内容、態様に比して、著しく重い懲罰を科すものであることが明らかであり、本件処分は著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認められるから、違法である。			

横浜IRの誘致に係る取組の振り返り(案) 中間報告への意見書

2022年7月15日

かながわ市民オンブズマン

貴市におかれましては、IR誘致をめぐる経過につき、「横浜IRの誘致に係る取組の振り返り(案)」を本年2月16日に中間報告として公表し、今後選定する外部有識者の意見・評価を踏まえ、最終的な報告書とする、としておられます。

中間報告を拝見しますと、「横浜の20年、30年先を見据え、横浜が将来にわたり成長・発展を続けていくためには、IRを実現する必要がある」(2019.8.22 記者会見での林前市長の誘致表明)と貴市が位置付けた政策が、なぜ横浜市民の多くに拒否され、撤回を余儀なくされるという結果になったのか、についての問題意識が全く欠落しているといわざるをえません。この点の検証は、今後、貴市が重要な政策を立案・推進していくうえで重要と考えますので、報告書で取り上げて検証すべき点について意見を述べます。

1. IRの中核をなすカジノについて市民の多くが反対している調査結果をふまえ、これに対する貴市の認識が不足していなかったかを検証すべきです

貴市がIR誘致を検討していることが報じられた段階から、地元紙神奈川新聞社は、市民・県民に対する世論調査を行っています。

それによれば、カジノについての賛否は、

2017年7月24日(市長選直前)横浜市民 反対65.2% 賛成22.7%

2017年10月19日(衆院選直前)神奈川県民 反対68.0% 賛成24.5%

2019年8月18日(参院選直前)神奈川県民 反対62.3% 賛成29.6%

2019年9月17日(前市長の誘致表明後)神奈川県民 反対63.85% 賛成25.7%

2020年6月23日 横浜市民 反対66.43% 賛成22.41%

です。

どの時期の調査についても、市民・県民は圧倒的に反対意見が多かったのです。

全国的な世論調査でも、調査主体を問わず、反対が圧倒的多数です。

2020年1月6日共同通信社 反対77.5% 賛成15.4%

2020年1月13日時事通信社 反対62.4% 賛成22.8%

2020年1月19日朝日新聞社 反対63% 賛成27%

2020年1月27日読売新聞社 反対58% 賛成30%

2020年2月14日共同通信社 反対70.6% 賛成21.2%

2020年2月17日日本世論調査会 反対64% 賛成32%

2. 市民がどのような論拠で、何を懸念してカジノに反対したのか、また、そのことに対する貴市の検討が不足していなかったかを検証すべきです

(1) 中間報告では、「ギャンブル等依存症などの懸念事項に対する取組」(154～173 頁)という項目に、

- ・依存症対策基本法、対策推進基本計画、県推進計画が成立した
 - ・市民の内、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は、0.5%という推計結果が出た
 - ・有識者によるシンポジウムを開いた
 - ・社会的コストについては、「定量化のモデルが存在していない」
- ということが一方的に記載されているにとどまります。

(2) 当団体をはじめ、市民は以下のような様々な論拠に基づき、カジノによってもたらされうる深刻な問題を指摘しました。

① カジノによりもたらされる「にぎわい」は「賭博中毒者」と「ヤミ金」

○カンウォンランド(年間延 300 万人)の 1 日平均利用者約 8,000 人のうち 6 割(約 5,000 人)は「賭博中毒者」

開業後 18 年間に約 2,000 人が自殺 (2018.7.19 朝日新聞)

○横浜でのカジノの利用者はカンウォンランドの2～3倍 (年間延べ 600～900 万人)とされている。したがって、「賭博中毒者」によるカジノ来場は1日平均 10,000～15,000 人と推計される。

カンウォンランドでは、IRの周辺に、賭博中毒者をターゲットとする「ヤミ金」が多数集まっていると報道されている。横浜でも、IRの外は「ヤミ金」の「にぎわい」が創出されかねない。

② ギャンブル依存症があるからこそカジノは成り立つ

Victorian Responsible Gambling Foundation: Research Report 2017.11 によれば、依存度の強弱によるギャンブル人口の比率は、

問題なし 82.2%、軽症 12.7%、中症 4.0%、重症 1.1%

であるのに対し、依存度の強弱によるカジノの売上げ比率は、

問題なし 16.8%、軽症 20.9%、中症 22.9%、重症 39.4%

であり、ギャンブル人口比率わずか 1.1%の重症依存症者によって売上げ 39.4%を占めている。まさに、重症依存症者によってカジノの経営が成り立っているのである。

また、上掲のリポートによれば、カジノの顧客は、他の賭け事に比べ、重症依存症者の割合が極めて高い。

すなわち、

宝くじは、重症 5.1%、中症 13.2%、軽症 17.6%、問題なし 64.0%

賭けレースは、重症 3.5%、中症 7.5%、軽症 55.8%、問題なし 33.2%

であるのに対し、

カジノは、重症 39.4%、中症 22.9%、軽症 20.9%、問題なし 16.8%

と、重症者の割合は他の賭け事の 8~10 倍にのぼる。

③ギャンブル依存症には、「治療」の手が届かない

厚労省患者調査 2011 (蒲生裕司「よくわかるギャンブル障害」より再引用)によれば、以下のとおりとされています。

依存の対象	推定有病者数	受診患者	受診率
薬物	10 万人	35,000 人	35%
アルコール	80 万人	43,000 人	5.4%
ギャンブル	360 万人	500 人	0.01%

ギャンブル依存症者の受診率はきわめて低く、「治療の手」が届かないのが実情です。

しかも、受診にたどりつき「治療」を受けられても、その効果は限定的です。

朝日新聞(2020 年 1 月 11 日)によれば、「治療」を受けても、6割は 6 ヶ月以内に再発してしまうのです。

④不十分な入場規制

上述したギャンブル依存症者の受診率の低さ、再発率の高さをふまえれば、入場規制が唯一のギャンブル依存症対策ということになります。

この点、政府は、「世界最高水準の入場規制」と謳っていましたが、規制内容をみれば、それが事実反することは明らかです。

わが国の「入場規制」は、

- ・地元住民も一般も、4週間に10回まで(年間130回まで)入場可
- ・地元横浜市民にも特別の規制なし

これに対し、韓国のカンウォンランドの入場規制は、

- ・一般客は1ヵ月15回まで
- ・ただし地元住民(出資自治体の住民約 20 万人)は1ヵ月 1 回まで

との規制が行われています。それでも前述のとおり利用者全体の約6割がギャンブル依存症という実情なのです。

3. 市民生活に重大な影響を及ぼす重要政策を進める上での市の姿勢が不十分であったことを反省すべきです

(1) 横浜市へのカジノ誘致は市民生活にも重大な影響を及ぼします。誘致の是非を問う住民投票の実施を求め、住民投票条例制定のための直接請求も行われました。

市は、市民の意見を真摯に受け止めるべきでした。

しかし、「中間報告」においても、請求書の内容は紹介せず、条例に反対する市長の意見書だけを全文掲載しています。

市長の意見書のポイントは、

- ①IR整備法では、民意を反映させる方法として公聴会以上のものを求めている
- ②住民投票の実施は、議会におけるこれまでの議論の棚上げを意味する
- ③今後は「市民の皆様丁寧に説明を行う」と「議会における議論を基本として法定の手続きを着実に進める」ことが重要と考える

というものでした。

「民意」に対する、このようなスタンスの取り方こそが、横浜カジノの最大の問題点であったといえるでしょう。

(2) 社会経済状況が変化しても、見直しをしない硬直を改めるべきです。

新型コロナによるIRのビジネスモデルへの影響を市は全く考慮しませんでした。

新型コロナが流行しているなかでの2020年6月定例会において、

「新型コロナの世界的流行の収束が見通せない中、不急不要の経済活動の停止で、真っ先に閉鎖の対象となったのがカジノです。今こそ、市民の声に応じて誘致を撤回するという責任ある決断を求めますが、いかがですか。」

という質問がなされましたが、市の答弁は、

「IRは、2020年代後半の開業という、長期的な視点で現在事業に取り組んでいます。コロナ収束後には横浜経済の復興・飛躍をけん引する起爆剤になると、考えています。」

また、2021年6月定例会で

「ラスベガス・サンズ、ウィン・リゾーツ、ギャラクシーと有力な3社が撤退した事実を直視すれば、これまで市が市民に言ってきた増収効果が見込めるとは到底思えません。今こそIRカジノ誘致を撤回する決断のチャンスと考えます。いかがですか。」との質問もなされましたが、

市の答弁は

「IRの実現により、これまでにない規模の民間投資が期待されます。将来にわたって市民の皆様の暮らしを守るために、IRの実現が必要であると考え、議決いただいた予算に基づき、事業を進めています。」

というものでした。

パンデミックが収束しても、流行前のIRのビジネスモデルが復活するわけではないことは、社会の変化に適切に目配りをしていれば、認識できることです。

すなわち、

- ①リアルカジノに代わってオンラインカジノが登場しています。

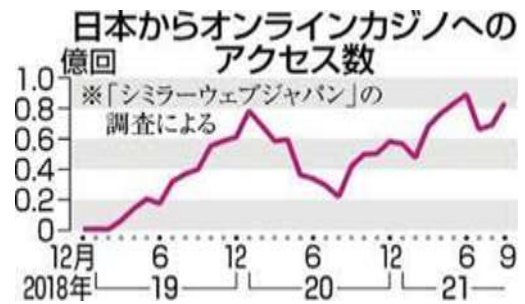
日本は、米国、ドイツに次ぐ「オンラインカジノ大国」(2021.12.20 日経新聞といわれ、2021年9月の月間アクセス数は

米国 2億5800万回

ドイツ 1億0400万回

日本 8300 万回
3年前と比べて約100倍になっているのです。
スマホなどモバイル端末からのアクセスが
67%を占めます。

(2021.12.20 日経新聞→)

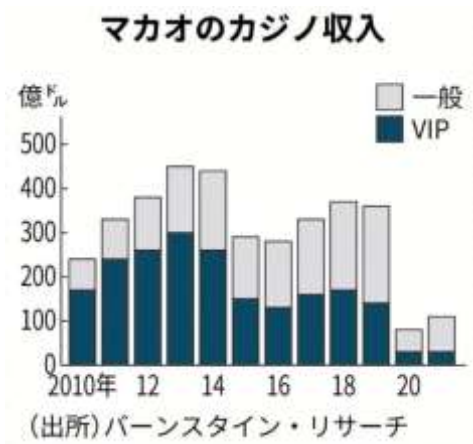


② IRの集客装置としてのMICE(国際会議や展示会)も、リアルとオンラインの併用が標準化しており、「リアル」の規模は縮小し、カジノの売り上げも当然減少します。

③ 中国当局のジャンケット規制のため、富裕層がカジノで遊ぶなくなっています。

米国の格付け会社は、コロナ収束後のマカオのカジノ収入を19年の30~40%と予想しています(2022.2.19 日経新聞)。

「アフターコロナ」の時代には、カジノ、IRの規模の縮小や、競争の激化などの要因により、自治体の財源としての機能も著しく衰えることが容易に予測されます。



そのような当然の疑問に対応する用意が全くなく、前掲のような答弁に終始したのでは、市民が納得できないのは当然です。

4. 結語

「横浜IRの誘致に係る取組の振り返り」を行うのであれば、「振り返る」ことによって、前だけを見ていた今までとは違う景色が見えてくるというものであるべきですが、「中間報告」の視野にあるのは今まで通りの景色であり、いまだに見落としていたものは何一つ入っていません。これでは、振り返ったことにはなりませんし、「今後の観光・経済政策の立案に役立つ総括」にはなりません。これまでに無視ないし軽視していた要素は何か、を真摯に探る「振り返り」をするよう、求めます。

以上

市庁舎整備の事業費・財源

(単位：億円 / 千万円未満四捨五入)

	開成町	藤沢市	平塚市	茅ヶ崎市	厚木市	二宮町	鎌倉市	川崎市	横浜市
総事業費 <基本計画段階での予定額>	18.0	120.0	100.0	72.0	292.0	18.8~ 24.4	170.0	430.0	616.0
(建築設計・監理・工事費)				64.0	263.0	未定	142.4	400.0	616.0
(旧庁舎解体・土地整備・調査費等)				8.0	9.0	未定	調査・設計	20.0	
(移転費)	0.0					未定	7.5/外構工 事6.9/備品 更新12.5	10.0	
(その他)					オ 20				
実際に要した金額	29.3	198.6	156.0	83.4					823.0
(建築設計・監理・工事費)	25.6	184.6		76.7					713.0
(旧庁舎解体・土地整備・調査費等)	2.0	4.3		2.9					
(移転費)				0.3					
(その他/外構工事)	1.6	9.7		3.5					コ 107
一般財源以外の財源	8.7	221.0	144.7	54.0	266.2	未定	未定	未確定	
庁舎(施設)整備基金	4.1	62.0	66.5	13.9	80.0	4.9	40.0	充当	
地方債(市債・事業債)		126.0	60.8	37.9	111.2		ク	充当	650.0
国の補助金等	ア 4.5 イ 0.1	ウ	ウ 1.4	2.2	カ 30.0		環境性能高 めて補助金		
その他		駐車場整備へ の交付金	エ 16.0		キ 45.0				
官民連携手法採用の有無	無	無	無	無	無	無	ケ・有		

ア 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 イ 自治体基盤強化総合補助金 ウ 社会資本整備総合交付金 エ 税務署との一体整備で国が負担
オ 新立体駐車場建設費 カ 都市構造再編集中事業補助金 キ 県負担金 ク 一般事業の地方債の他、防災対策事業債や緊急防災・減災事業債
ケ 基本設計先行分租免注を前提とした DBO 方式または PFI-BTO 方式(起債型)を有力視
コ 特殊設備(電話、監視カメラ、録画・委員会議室、映像・音響設備等)工事等、退去修繕費、什器・備品購入費、システム整備費

市庁舎整備に対するアンケート

開成町（回答者：財政課）



基本項目

竣工時期	2019 年	総事業費	約 29 億円
建物規模	地上 3 階・地階なし	総床面積	3,893.19 m ²
■元の敷地での建替え			

整備の理由	老朽化、耐震性不足による防災拠点機能の低下、 施設の狭隘化により窓口・組織が分散し利便性・効率性が低下
位置づけ	庁舎整備は公共施設再編計画の中に位置づけられて いる・ <u>いない</u>
新旧の床面積	従前の庁舎：1,810.23 m ² 新庁舎：3,893.19 m ²
庁舎整備の コンセプト	①安心安全の拠点となる庁舎 ②町民に開かれた庁舎 ③地球環境にやさ しい庁舎 ④町民に親しまれる庁舎 ⑤効率性の高い永く使える庁舎
市民利用の 観点での特記	・町民サービス機能（協働スペース） ・総合窓口機能 ・近隣配慮、良好な景観を形成 ・ユニバーサルデザイン
議会棟・議場	傍聴席に座った状態で議員席が【全席】見える
	・開かれた議会を目指すとともに、効率的な議会活動が行われる議場 ・議会で扱う様々な情報の保護の観点、不審者の侵入防止などの防犯上の観点から、 セキュリティの確保の配慮
課題※	・改修ではなく建替えとすることについて ・建設費について ・庁舎建設の時期 ・ZEB 庁舎とすることによる建設費増について

※整備事業を進めるにあたって課題となったこと、あるいは住民や議会から出た批判的意見

面積が小さく山林のない開成町は、緑化推進による CO2 吸収以外の方法で温暖化防止を考えてきた。かねてより公園内の農業用水路での小水力発電などに取組んできたが、老朽化した庁舎の建替えを機会と捉えて、日本初の ZEB（ゼロエネルギービルディング）の庁舎を完成させた。

地球環境への負荷、ライフサイクルコストを縮減する ZEB 庁舎

町の豊富な資源である水を空調熱源として利用するなど、高効率な省エネルギー設備を備える(※)ことにより、標準的なビルに対して一次エネルギー消費量の 55.1%削減を実現するとともに、再生可能エネルギーである太陽光発電によりエネルギーを作ること(※※)により、設計段階で 79.0%、施工完了時に 81.0%の削減を実現し、「Nearly ZEB」の認証を取得。

※井水熱を利用した蓄熱槽や地下免震階の涼しい空気を使ったり太陽光を利用した輻射空調等の省エネ空調システム

人感センサーや昼光制御センサーを組み合わせた LED 照明

「田舎モダン」を演出する壁面の木組みのパネルには遮熱効果も

※※免震構造を採用するで、災害時においても災害対策機能や庁舎機能を維持することを可能にする
とともに、日常利用の省エネ設備が災害時には機能継続設備に切り替え、災害時でも業務の継続が可能な庁舎としている。

市庁舎整備に対するアンケート

藤沢市 （回答者：管財課 庁務担当）



基本項目

竣工時期	2017 年	総事業費	約 198.6 億円
建物規模	地上 10 階・地下 1 階	総床面積	35,435.00 m ²
■元の敷地での建替え			

整備の理由	本館が築 60 年を超え、東館も築 50 年を超え、耐震診断で本館、東館ともに耐震強度に問題があった。
位置づけ	庁舎整備は公共施設再編計画の中に位置づけられて <u>いる</u> ・いない
新旧の床面積	従前の庁舎：(本館単独で)2,824.77 m ² 新庁舎：35,435.00 m ²
庁舎整備のコンセプト	・市民に親しまれ交流を生み出して市民が愛着を持てる庁舎 (展望デッキ・ラウンジ・市民利用会議室) ・災害時には拠点となり、防災機能を備えた安全・安心を支える庁舎 (ヘリコプターホバリングスペース・免震構造・災害対策本部室) ・周辺の環境に配慮し、省エネを図る環境にやさしい庁舎 (太陽光パネル・自然採光、自然換気)
市民利用の観点での特記	(上記の第 1 項目…市民利用会議室は土日でも利用可)
議会棟・議場	傍聴席に座った状態で議員席が【全席】見える
	場内の音響設備充実を図り、傍聴席には親子傍聴席などを設置しユニバーサルデザインに配慮した計画とした。
課題※	* 新庁舎建設敷地における歩道・道路幅について ①どのくらい幅幅をするか等の考え方・方針 * 新庁舎建設敷地へのアクセスについて ② 既存横断橋の幅幅（架け替え）及びアクセス整備 ③ 工事期間中の仮設横断橋や歩行者動線

※整備事業を進めるにあたって課題となったこと、あるいは住民や議会から出た批判的意見

全体として空間的なゆとりがあり、職員の執務スペースも基本的に来庁者から見えるオープンな配置。同時に、各階に壁で仕切られた職員休憩室・更衣室があり、働く環境への配慮も伺われた。

◆◆異論が少なかった（？）新庁舎整備◆◆

(1) 新庁舎を整備しなければならないと誰もが認める状況があった

庁舎が分棟化して不便だった。老朽化して強度に問題があった本館と東館が、東日本大震災後、耐震性不足から代替ビルへの移転を余儀なくされ、その賃料もかさんでいた。

(2) 現在地での建替えが可能であった

現在地は商業用地で、容積率 400%、建ぺい率 80%、日影規制なし、高度地区なしという敷地で、高層化により床面積を確保する建替えができた。

(3) 庁舎整備基金が既に目標の積立額を達成しており、事業費 190 億円のうちの 126 億円を市債で賄うことに対する異論は出なかった。PPP（公民連携）の手法を採用する必要もなかった。

人口増が今後も 10 年超にわたって見込まれること、庁舎整備基金が目標額の 62 億円（市債の規模の約半分）に達していたことも背景に。

(2018 年 10 月 31 日 保坂ブログ記事 抜粋)

市庁舎整備に対するアンケート

平塚市 (回答者：中山)



基本項目

竣工時期	2017 年 12 月	総事業費	約 156 億円
建物規模	地上 8 階・地下 2 階	総床面積	36,370.7 m ²
■元の敷地内の旧本庁舎の南側に税務署と合築			

※総床面積は国専有面積、共有面積及び駐車場棟を含む

整備の理由	①現耐震基準を満たさない耐震性の問題 ②分散、狭あいによる市民サービスの低下 ③庁舎の老朽化と設備機能向上や高度情報化への対応の限界 ④バリアフリー対応の不足
位置づけ	庁舎整備は公共施設再編計画の中に位置づけられて(いる・いない)
新旧の床面積	従前の庁舎：24,362.47 m ² …本庁舎（本館、議事堂、消防庁舎等 16,142.55 m ² ）+新館+豊原分庁舎 新庁舎：32,266.50 m ² …上記の総床面積から国の面積（=税務署 4,104.20 m ² ）を除いた面積
庁舎整備のコンセプト	(1) 市民に開かれ親しまれる庁舎 (2) 人と地球環境にやさしい庁舎 (3) 市民の安心・安全な暮らしを支える拠点としての庁舎(免震構造) (4) 市民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎
市民利用の観点での特記	(1) 情報共有スペース 市民・議会・行政が情報を共有できる総合情報コーナーを低層階に確保 プライバシーに配慮した情報公開相談のために情報開示室を併設 (2) 交流スペース ① 協働交流スペース（情報共有スペース隣接。市民と職員の打合せに活用） ② 多目的スペース（フォーラム・各種催し・展示・会議等に活用。低層階）。 ③ 玄関ホール（来庁市民がくるろげる空間） ④ 夜間・休庁利用（市民利用スペースは、夜間・休庁日の利用に配慮） ⑤ 食堂・売店（職員だけでなく市民が気軽に利用できる配置）
議会棟・議場	傍聴席に座った状態で議員席が【全席】見える ・議会関係施設の空間配置ならびに動線は行政庁舎からの一定の独立性及び重厚さを確保し、上層階に 1 フロアで配置 ・これからの「開かれた議会、親しみのある議会」の実現に向けて「市民、議会、行政が共に利用できる環境を整備するために、セキュリティゾーン以外は開放的に配置。 ・市民との接点を重視した協働の場としての機能・空間の実現や、議会空間の多目的利用についても考慮。
課題※	特になし

【工事の順序】▽1 期工事：本庁舎の南側に新庁舎の高層階部分と低層階の一部を建設

▽新庁舎へ引っ越しをした後、現庁舎を解体

▽2 期工事：低層階部分や駐車場棟、外溝などを工事

市庁舎整備に対するアンケート

茅ヶ崎市 (回答者：財務部資産経営課)



基本項目

竣工時期	2015 年	総事業費	83.4 億円
建物規模	地上 7 階・地下 1 階	総床面積	20,180.2 m ²
■元の敷地での建替え			

整備の理由	市役所は防災拠点であることなどを考慮し、旧市役所本庁舎の耐震性が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高い」となっていることから、大震災時にしっかりと機能させるために再整備した。
位置づけ	庁舎整備は公共施設再編計画の中に位置づけられて <u>いる・いない</u>
新旧の床面積	従前の庁舎：13,760.78 m ² 新庁舎：20,180.2 m ²
庁舎整備のコンセプト	市民の生命と暮らしを守る 安全・安心の拠点となる「新しい市役所」
市民利用の観点での特記	・市民利用が多い申請や届出、相談業務の窓口を集約し、来庁者が速やかに手続きを済ませることができるよう、便利でわかりやすい総合窓口や総合的な相談窓口などを整備 ・1 階に休憩、待合だけの空間ではなく、様々な市民活動の成果物の発表・展示スペース・ミニコンサートなど多目的情報発信ができる「市民ふれあいプラザ」を設置
議会棟・議場	傍聴席に座った状態で議員席が【全席】見える
	議場には個別傍聴室を設け、誰でも気兼ねなく傍聴ができる 6階議会フロアに富士山を望む眺望ロビーを併設
課題※	旧本庁舎の耐震性不足への対応について、建替、耐震改修、移転などの議論があった。

※整備事業を進めるにあたって課題となったこと、あるいは住民や議会から出た批判的意見

旧本庁舎は、2010 年 8 月の耐震診断の結果、「構造耐震指標 (Is 値)」の速報値がすべての階で 0.35 以下で、特に 1 階は 0.24 であった。Is 値が 0.3 未満の場合、震度 6 強以上の地震で倒壊・崩壊する危険性が高いとされている。

* * * * *

何故 40 年足らずで取り壊し？解体時に原因究明し 市民に公表を！

「フォーラムちがさき 第 58 号 (2015.12.20)」抜粋

旧庁舎が何故、40 年間も持たなかったのか。これは現在でも理由がわかりません。当時の建設の際の書類が一切破棄されていたのです。元請け業者は竹中工務店の横浜支店ということは判りましたが(中略)肝心の工事の指図書も下請け業者に関する情報も全て、15 年経ったので内規である文書処理方法に従い焼却したとのことでした。(中略)

旧庁舎のフロアの傾き、壁のひび割れは何だったのでしょうか？これから始まる旧庁舎取り壊し工事の際に欠陥を調査して市民に教えてほしいのです。(山下 憲三)

市庁舎整備に対するアンケート
厚木市 （回答者：佐藤）

建設予定地



基本項目

竣工 予定 時期	2026 年	総事業費(予定)	約 292 億円
建物規模	地上 9 階・地下 1 階 総床面積 46,800 m ² (市庁舎機能の床面積は専用部で約 12,900 m ²)		
■ 移転	図書館・未来館との複合施設として整備		

整備の理由	老朽化、分散化及び狭あい化の解消や、災害対応力の強化のため
位置づけ	庁舎整備は公共施設再編計画の中に位置づけられて いる ・いない
新旧の床面積	従前の庁舎：(専用部) 13,818 m ² 新庁舎：(専用部) 約 12,900 m ²
庁舎整備の コンセプト	①安心・安全を支える拠点、②市民サービスの向上、事務作業の効率化、 ③市民の皆様親しまれる、④人と環境に優しい、 ⑤将来の変化に柔軟に対応できる、⑥持続性あるまちの賑わいを牽引する
市民利用の 観点での特記	同上
議会棟・議場	傍聴席に座った状態で議員席が【8～7 割】見える
	複合施設基本計画策定時に、市議会の新庁舎建設特別委員会からいただいた要望に基づき、基本設計を行った。
課題※	建設場所について、渋滞を招くのではないかな 建設場所について、洪水浸水の高リスクではないかな

※整備事業を進めるにあたって課題となったこと、あるいは住民や議会から出た批判的意見

【2020 年 3 月 20 日 神奈川新聞記事(抜粋)】

厚木市庁舎の**移転先を小田急線本厚木駅前に定める条例改正案**が、19 日に開かれた市議会第 1 回会議の本会議で可決された。市は 2025 年度に完成予定の複合施設内に移転させる。ただ、反対する議員は防災や交通面での課題を指摘。採決で 3 人が退席し、**かろうじて可決**された。

(地方自治法では、市役所を移転する場合、議会の出席議員の 3 分の 2 以上の同意を要すると定めており、市議会の定数 28 に対しては 19 人以上の賛成が必要だった。)

市は 1 月、現本庁舎から東に約 500 メートル離れた商業地「中町第 2－2 地区」(厚木バスセンター東側)に建設する複合施設の整備基本計画を策定した。それによると、1～4 階に 市庁舎窓口や図書館、科学館、5 階から上の中高層部に 市庁舎執務室や消防本部、市議会、国や県の出先機関も入居する。(中略) 市は第 1 回会議に、市庁舎の移転先を中町第 2－2 地区に定める条例改正案を提出した。

本会議で行われた討論で、賛成議員は現在地より移転先の方が水害リスクが軽減されることや駅前再開発の必要性、これまでの市民との議論の積み重ねなどを理由に移転すべきと強調。

* * * * *

2020 年 1 月 厚木市複合施設等整備基本計画を策定

↑

2020 年 3 月 移転先を中町第 2-2 地区に定める市役所位置設定条例の一部**改正条例可決**

2021 年 2～6 月 複合施設の基本設計者を選定、同 8 月基本設計業務発注

2022 年 11 月 実施設計・施工業務を公告

2023 年 3 月 複合施設整備事業設計施工一括型業務の受注候補者を特定



基本項目

竣工予定時期	2027 年	総事業費(予定)
		建設工事費のみで 18.8～24.4 億円
建物規模	地上(未定)階・地下(未定)階	総床面積 4,400 m ²
■移転		

整備の理由	耐震性不足、老朽化、狭あい、バリアフリー未対応
位置づけ	庁舎整備は公共施設再編計画の中に位置づけられて いる・いない
新旧の床面積	従前の庁舎：3,200 m ² 新庁舎：4,400 m ²
庁舎整備のコンセプト	町民の安全と安心を守り、町民が利用しやすい「まちづくりの拠点」(基本理念)
市民利用の観点での特記	町民が親しみ、利用しやすい開かれた庁舎(基本的な考え方②)
議会棟・議場	傍聴席に座った状態で議員席が【(未定)】見える ※可能な限り見えるようにしたい
	町民に開かれた議会(基本計画「⑥議会のための機能」) 議会閉会時の町民利用や災害時の利用の機能を検討する予定
課題※	整備費用

※整備事業を進めるにあたって課題となったこと、あるいは住民や議会から出た批判的意見

議会で賛成多数が得られず何度も頓挫する新庁舎整備

2017 年度	「庁舎整備手法調査」を行い、 ①現庁舎の耐震補強 ②現庁舎位置での建替え ③ラディアン周辺への移転 ④東京大学果樹園跡地への移転 の 4 パターンについて、利便性・事業性・安全性の比較検討。ラディアン周辺への移転が最善であると判断。
2019 年 3 月議会	一般会計予算案から役場庁舎移転整備のための基本設計費約 5 千万円を削除した修正案が可決。
2019 年 6 月議会	基本設計委託料など約 5 千万円を追加する一般会計補正予算案が 6 対 7 の賛成少数で否決
2020 年 2 月	「基本構想・基本計画(案)」の見直し …基本計画の部分(建設場所は町営第一駐車場、建設費 20 億円、約 4,000 m ² の規模、鉄筋コンクリート造)を白紙とし、ラディアン周辺を建設地とする「基本構想」のみを決定
2022 年 2 月	新庁舎・駅周辺公共施設再編計画を策定 …ラディアン周辺の拠点づくりと、老朽化が進む駅周辺の公共施設の再編
2022 年 3 月	2022 年 3 月 一般会計予算案について、多目的施設整備費を削除した議員提案の修正案が採決で賛成多数
2022 年 11 月	2022 年 11 月 村田町長 3 選果たす

市庁舎整備に対するアンケート

鎌倉市 (回答者：)

基本項目

竣工予定時期	2028 年度	総事業費(予定)	約 170 億円
建物規模	地上 6 階	総床面積	24,300 m ² (新庁舎 20,000 m ²)
■移転 (現在地から 3.5km 西北の深沢地域整備事業用地へ)			

移転予定地は写真のずっと奥



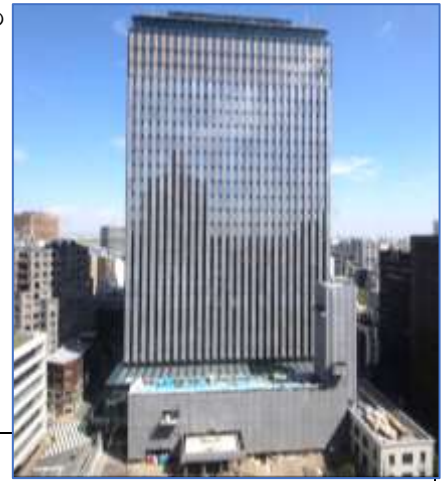
整備の理由	1969 年竣工の現庁舎は ▽建物や設備が老朽化 ▽執務スペースが狭小で、分庁舎の建設や一部執務室の敷地外での配置などで業務が非効率化し、市民の利便性やバリアフリー、プライバシーの確保などにも支障 ▽Is 値が 0.6 で、震度 6～7 程度の地震で倒壊・崩壊する危険性は低いが、業務継続が可能となる耐震性能は不足 ▽敷地の一部が県が見直しを行った津波浸水想定範囲内
位置づけ	庁舎整備は公共施設再編計画の中に位置づけられて いる・ いない
新旧の床面積	従前の庁舎：13,508 m ² 新庁舎：20,000 m ²
庁舎整備のコンセプト	堅固な建物で 災害時に頼れる 最小限の機能を備え コンパクトで効率的 市民のつながりを生かせる 人や民間資金を呼び込む 市民に寄り添った対応ができる 誰もが利用しやすい
市民利用の観点での特記	・市民対応窓口のワンストップサービスの導入 すべての手続き・相談が原則オンラインでも可能に ・深沢図書館／学習センターの複合化、カフェやフリースペースの導入、まちづくり情報の発信などにより、市民活動・市民交流スペースを大幅拡充 ・移転先は湘南モノレール深沢駅からは近いが JR の駅からは距離があり、交通アクセスの向上（新規のバスルートなど）が図られる必要がある
議会棟・議場	傍聴席に座った状態で議員席が【(未定)】見える ※全席見える方向で検討
現状	2022 年 9 月に新庁舎等整備基本計画を策定。市長は、市役所の位置を深沢地域整備事業用地内とする位置条例を提案したが、賛成 16 人・反対 10 人で出席議員の 3 分の 2 の同意に足りず可決せず。2023 年度予算に基本設計の経費を計上するのを見合わせた。跡地の利活用基本計画の策定を急ぐ。

移転反対論の一覧

話合いの土俵に乗せるのが難しい反対論	既に解決策が示されている、或いは合理的な説明が施されている事項についての反対論	解決策・対応策が十分に示されていない事項についての反対論
◎市役所は、郡衙・幕府があった旧鎌倉の中心部にあるべき。 ◎移転先は我が家から遠くて不便 ◎松尾市長にはできっこない。 できないことに税金を使うな。 ◎深沢地域整備事業の「利権」のための市役所移転に違いない。 ◎移転先の近くに三菱電機鎌倉製作所があり、日本が核攻撃を受ける時に真っ先に標的になる。	◎移転先には、柏尾川の洪水のリスクがある（年超過率 1/1,000 を上回る想定最大規模の降雨での浸水想定域） ◎地方自治法 4 条 2 項※に抵触する（※「前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」）	◎新庁舎は公共交通でのアクセスが悪い ◎周辺道路の整備が不十分 ◎物価高騰の折、整備費が予算額を大きく上回るおそれが大。

市庁舎整備に対するアンケート

川崎市（回答者：内海みゆき）



基本項目

竣工予定時期	2023 年	総事業費(予定)	430 億円
建物規模	地上 25 階・地下 2 階 総床面積 62,356.11 m ²		
■元の敷地での建替え			

整備の理由	施設・設備の老朽化、耐震性能上の問題、 床面積不足による本庁機能の分散（民間ビル賃借で年間約 10 億円の賃借料）
位置づけ	庁舎整備は公共施設再編計画の中に位置づけられて <u>いる</u> ・いない
新旧の床面積	従前の庁舎：約 77,750 m ² ※ 新庁舎：62,356.11 m ² ※ 4 棟の庁舎（約 59,200 m ² ）と 8 棟の民間賃借ビル（約 18,550 m ² ）に分散
庁舎整備の コンセプト	基本目標①－防災・危機管理 市民の安全で安心な暮らしを確保するため、発災時には災害対策活動の 中枢拠点として十分に機能する庁舎 基本目標②－施設機能・経済性 すべての利用者に配慮し、効率的な執務が可能で、経済性が高く、将来の変化に 柔軟に対応できる持続可能な庁舎 基本目標③－環境配慮 地球温暖化対策の積極的な推進による、環境にやさしい庁舎 基本目標④－文化・おもてなし 川崎市の文化などの情報を発信するとともに、国内外からのお客様をもてなし、 市民からも親しまれる庁舎 基本目標⑤－まちづくり 今後のまちづくりや他の施策と相互に連携し、防災や人の流れに配慮 した、まちづくりに資する庁舎
市民利用の 観点での特記	誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するとともに、分散した事務室を 集約し、狭あい解消などにより効率的な執務環境を確保することで、市民サービスの 向上に資する庁舎
議会棟・議場	傍聴席に座った状態で議員席が【8～7割】見える ▽傍聴者から議員が良く見える計画としている。▽傍聴席に車いす用スペース や親子席を確保し、だれもが利用しやすい計画としている。▽議会閉会時 などに傍聴ロビーから議場内部を見渡すことができる見学窓を設置。
課題	① 本庁舎の収容職員数が、平成 26～27 年度に定めた基本計画時に比較し、20%程 度増加してしまったこと。 ② 地元中小企業の活用の観点から、分離分割発注としたため、工程管理が難しくな ったこと。

- ・本庁舎敷地に超高層棟及び、旧本庁舎の一部を復元した低層の復元棟を配置し、
第 2 庁舎跡地は広場にする。
- ・超高層棟低層部及び復元棟を半屋外のアトリウムと回廊デッキで接続し、情報
プラザやカフェ、コンビニ、研修・大会議室、屋上庭園等を配置して、賑わいを
創出

横浜市 (回答者：総務局管理課)



基本項目

竣工時期	2020 年	総事業費	約 823 億円
建物規模	地上 32 階・地下 2 階	総床面積	142,582.18 m ²
■移転			

整備の理由	旧庁舎の抱えていた喫緊の課題であった「築 50 年以上の経過による施設や設備の老朽化」「庁舎の分散化による市民サービスの低下、業務の非効率化」「危機管理機能強化の必要性」等の解決を図るため。
位置づけ	庁舎整備は公共施設再編計画の中に位置づけられている・ <u>いない</u> ・横浜市中期 4 か年計画 2014～2017 および ・関内・関外地区活性化推進計画 に位置づけられている
新旧の床面積	従前の庁舎：(民間ビルを除く本庁舎のみ) 30,719.49 m ² 新庁舎：(普通財産を除く行政財産の面積) 136,917.97 m ²
庁舎整備のコンセプト	新市庁舎整備の基本理念 ① 的確な情報や行政サービスを提供し、豊かな市民力を活かす開かれた市庁舎 ② 市民に永く愛され、国際都市横浜にふさわしい、ホスピタリティあふれる市庁舎 ③ 様々な危機に対処できる、危機管理の中心的役割を果たす市庁舎 ④ 環境に最大限配慮した低炭素型の市庁舎 ⑤ 財政負担の軽減や将来の変化への柔軟な対応を図り、長期間有効に使い続けられる市庁舎
市民利用の観点での特記	1～3 階の低層部は、天井が高く自然光を採り入れた明るく開放的な空間となっており、アトリウムや商業施設・市民協働推進センター・展示スペース・市民ラウンジ等を設けており、低層部全体でにぎわいを作り出している。 ※公衆無線 LAN 接続サービスの提供も行っているほか、平日のみならず土日祝日も利用いただける
議会棟・議場	傍聴席に座った状態で議員席が【4～3 割】見える
	開かれた議会の実現 議会棟は、議会の独立性を保ちつつ、市民からわかりやすい配置とし、傍聴機能や情報提供機能を充実させている。 議会情報を広く提供することで、市民に身近な議会を実現する。
課題※	・市庁舎移転後の関内駅周辺のまちづくり ・厳しい財政状況における市庁舎整備 ・オリンピックに間に合わせるとしたスケジュール

【横浜市新市庁舎見学と議会傍聴 (抜粋)】 オンブズマン広報誌 第 153 号 (2020.7.24)

6 月 26 日(金)の朝、オンブズマン会員 5 人で新しい議事堂での会議の様子、議事堂や市役所の内部、市会図書室などを見に行きました。(中略)

3 階に受付カウンターとエレベーターホールがあります。市役所に用事のある人はカウンターに申し出て青いストラップの着いた入館証を受け取り、ゲートでそれをタッチして中に入り行く先の部署に応じてエレベーターに乗ります。

今回は用事がなかったので試みませんでしたが、6月28日の朝日新聞によれば、エレベーターで上った先のフロアの執務室は施錠されていて一般市民も記者も立ち入ることが出来ず、通路に設置された呼び出し用の電話で担当者を呼び出し、同じく通路に設置されたブースで面談するのだそうです。これでは執務の状況も見えず居留守をつかわれても分かりません。

エレベーターホール左側に議会棟の入り口があり、入ると受付カウンターがあり、赤いストラップの着いた入館証をもらって検温を受けます。ゲートに入館証をタッチして入り傍聴券を受け取って待合室に入りました。(中略)受付開始後、住所と名前を書いてエレベーター(24人乗り)で7階に上り、9時48分に本会議傍聴席につきました。

傍聴席は勾配のきつい階段教室スタイルで(最前列は報道席らしい)6階の議場を斜め上から見下ろす形です。(中略)正面に見えるのは議長席と演壇とその左右に市長・副市長・局長をはじめとする数列の市の役員職員席だけで、議員たちは傍聴席の真下に隠れているから最前列の後頭部しか見えません。どの議員がどこに座って何をしているのか、どういう反応を示しているのか、全く分からないのです。

(中略)「セキュリティの面から議員、職員、報道関係者、傍聴者の動線をできる限り分離する」造りになっているため、傍聴者が市の役職員・議員と接することは全くないのです。

各所で目についたガードマンや議事堂での動線分離。執務室の施錠など、市は何をそんなに恐れているのかと違和感を持ちました。(以下略) (綾部 祥一郎)

【新市庁舎問題の今日(抜粋)】

オンブズマン広報誌 第134号 (2017.5.17)

横浜市の新市庁舎整備場所の問題について、私たちは2013年7月に最初の住民監査請求を行なった。この第一次監査請求とそれに引き続く第一次住民訴訟、そして第二次監査請求と住民訴訟、更に第三次監査請求を経て今日に至った。(中略)

現在の市庁舎は震度7に対応する耐震補強工事を終えたばかりであり、この工事で庁舎の寿命は50～60年延びる、と市当局は明言していた。従って、新庁舎を建設して周囲にタコ足状に分散する「借り上げ庁舎」を解消するという目的自体は是認するにしても、新庁舎は現庁舎(行政棟)の隣りに増築すればよいではないか、というのが私たちの考え方だった。(中略)

しかし、横浜市当局は、2013年3月に発表した「新市庁舎整備基本構想」の中で、現在地での増築案よりも、北仲通南地区に購入した土地を敷地として全面新築した方が財政負担が少ない、という考え方を示し、2014年3月の「基本計画」において「北仲通南地区移転案」を確定した。

市が都市再生機構(UR)からこの土地を167億円で購入したのは2008年3月のことだったが、この契約には土地売買の条件として、URが国交省の認可を受けて推進中の再開発ビルの建築を横浜市が引受ける、という条項が含まれていた。(中略)

つまり、再開発ビルをそのまま市庁舎に使えば出費はそれだけで済むが、市庁舎を北仲通以外の場所(たとえば現在地)に造るとすれば、再開発ビルと新庁舎の両方を建築しなければならない、というわけである。(中略)

市とURとの間の2008年の契約のうち、「再開発ビルの建築を市が引受ける」という条項は、紳士協定以上の効力をもつものではなく、横浜市を法的に拘束するものではない。

従って、新市庁舎の整備場所を選択するに際して、はじめに「再開発ビルを建築する義務」ありき、という前提に立つことは間違っている ― 私たちはこのことを一貫して訴え続けて来た。

(以下略)

(大川 隆司)

NPO 法人葉山町民オンブズマン 2022 年度活動報告

I.活動計画

(1)行政と議会の監視

①中期財政計画 ②大規模事業(クリーンセンター再整備事業・学校給食センター整備事業・公共下水道概成事業) ③公共施設の再整備事業 ④高齢者福祉

⑤子育て支援 これらの事業を監視し、必要に応じて是正を促すことを目標とした。

(2)町民に対して①「会報」・「たより」の発行 ②オンブズマンサイトでの情報発信をする。

(3)他団体との協業で情報量を充実する。

II.活動計画の結果

(1)の①:9月に補正予算・10月に前年度の決算・2月に次年度予算をそれぞれ入手して、内容をチェックしたが、特に大きな問題点は無かった。

(1)の②:・クリーンセンター再整備事業については、基本コンセプトが不明確。業者選定方法に疑問あり。生ごみ処理施設に疑問あり。費用対効果について数値的な説明が不十分。ごみ収集方法の問題点。等々多くの疑問点・問題点がある。
当会として、陳情・陳述・面談等で町と議会に問題点・疑問点の提起とその是正を促しているが、今のところ、施策変更に至るような大きな成果は得られてはいない。
継続して監視・是正活動を続ける。

・学校給食センター整備事業については、建設予定地がレッドゾーン傾斜地であるのことの危険性をアピールし、時を同じくして各地に土砂災害が発生した事もあり、同計画は見送られた。

但し町は同計画の取り止めは明言せず、事業の延期状態になっている。

・公共下水道事業の10年概成計画最終工事について、公募型プロポーザル方式で業者選定が行われたが、数度の怪文書が撒かれるなど、20数年前の同事業計画段階から指摘されて来た日本下水道事業団との癒着の疑いは晴れていないようだ。

隣の逗子市が下水道使用料を2023年7月から一気に25%値上げするが、急激な値上げは、長期的計画に抜かりがあったことが否めない。

6月会報で「葉山町もこれをもって他山の石とせよ」と警鐘を鳴らした。

(1)の③:公共施設の再整備事業については、町に特段の動きは無かった。

(1)の④:高齢者福祉については、町に特段の動きは無かった。

(1)の⑤:子育て支援については、6月の会報で葉山町の約1/4の世帯が非課税であることを指摘し、世に言う「子供の貧困問題」は裕福と言われる葉山町でも例外ではないことを指摘し、町の適切な対処を促した。

(2)①町民に対する情報活動は、会報を6月・9月・11月に発行し、会員・議員・図書館での一般配布を行った。

②ネットの葉山オンブズマンサイトに会報や活動情報を掲載し、情報を発信した。

(3)①かながわオンブズマンに加入し、各種の情報と助言を得た。

②鎌倉市議会議員と、2市1町の広域ごみ処理計画について情報交換を行った。
(5月23日)

③逗子市のごみ処理に関する制度設計の説明会に参加した。(9月25日)
逗子市と比較し葉山町の住民に対する説明の遅れを実感し、環境課に苦言を呈した。

Ⅲ.当初計画以外の活動

① 陳情:「葉山町議会基本条例の改正を求める」

葉山町の「総合計画策定条例」によれば、「町長は、基本計画を議会に報告する」とあり、更に予算審議は数種の政策が抱き合わせの為、議会としては町長の説明を聴くだけで、個別案件の審議・議決が出来ないのが現状だ。

地自法第96条第2項に基づき、重要施策は予算だけでなく施策そのものの審議と議決をしている自治体もある。

葉山町もそれが出来るように条例を改正するべきだとの陳情を提出したが、議会で審議するも不採択となった。

② 陳情:「公募型プロポーザルにおける随意契約について、工事費増額に歯止めがかけられるよう葉山町契約規則の改正を求める」

公募型プロポーザルで業者選定の場合は随意契約となる。随意契約の場合、賃金水準や物価指数変動以外に、実施設計が変更の度に工事費が高騰する懸念があるので、何らかの規制が必要であるとの陳情を提出したが不採択となった。

③ 面談:・町長と環境部長とごみ処理の問題点について意見交換をした。(8月29日)

・クリーンセンター再整備事業に関する議会内委員会の委員長と副委員長に
対し、同事業の問題点についてデータを基に訴え、是正を促した。(9月12日)

④ 2023年4月の葉山町議会選挙に向けて、議員立候補予定者に対するアンケートを行い、その結果を「たより」に記載し新聞折り込みで選挙民に情報発信をする計画を進めたが、種々の問題点が出て来た為、「たより」の発行を断念した。

以上

2023年4月21日

NPO 法人葉山町民オンブズマン
事務局 酒井重成

葉山町堀内483-1-209

メール tkstyb0315@gmail.com

2022 年度 ゆがわら町民オンブズマン活動報告

1 取り組んでいる課題

2020 年結成当初から取り組んでいる課題は「滞納者リスト問題」です。湯河原町町税等徴収対策強化特別委員会で行政から議会に提供されていた約 2,000 件の滞納状況など個人情報記載された滞納者リストが「秘密会」の中で閲覧され、回収されずにいることを問題視し「秘密会」の議事録を情報公開請求したところ非公開決定となったことを不服として裁判を提起し、現在も係争中です。

2021 年 4 月 14 日に提訴した裁判は地裁判決が出、それに対して議会は控訴をしてきました。私達はその控訴の弁護士費用を税金から支出することはおかしい、控訴に賛成した議員が弁護士費用を負担するべきであると 4 月 19 日に住民監査請求をしました。議員たちの懐を痛めることもなく、住民の納めた貴重な税金を無駄遣いする、そのような税金の支出を認める訳にはいきません。

住民監査の結果はとかく行政寄りの結果が出るケースが多く、予想はしていましたが、監査結果は「本件請求には理由がないと認める」というものでした。議員が控訴に賛成したことも、行政に予算の支出を依頼したことも、2 週間以内に控訴をしなければ地裁判決が確定すること、オンブズマン側と議会側代理人の訴訟の専門家である弁護士同士が法的解釈を争う事案であることなどから、違法性が明白であったとは認められない、と本件請求には理由がないと判断されました。

その一方で高裁での控訴審も進められました。6 月 6 日第一回期日、この一回で終わる事を私たちは望んでいたのですが、傍論として述べられた「会議規則は法令にあたらぬ」ことを不服とする控訴理由に、裁判長はすぐの判断をせず、進行協議が設けられました。7 月 7 日の進行協議を経て、8 月 3 日第二回期日で結審、10 月 31 日に判決が出ました。その判決は「却下」、つまり門前払いです。この判決を受け、議会は全員協議会を開催し上告を断念、地裁判決の「非公開決定を取り消す」が確定したのです。

判決確定により、議会は再処分をしなければならなくなり、私たちは全部公開することは難しいが部分公開くらいはするだろうと考えていたのですが、12 月 12 日に全部非公開の決定をしてきました。理由は前と同じ「議会会議規則は法令等にあたり法令秘になること」と、さらに付け加えて情報公開条例に条文にある「〇〇するおそれ」「〇〇するおそれ」の列挙で、中身を見たこともない議事録に関して全部非公開とするための理由を述べ立ててきたのです。会議規則に関してはすでに地裁で十分審議し尽されており、そのまた蒸し返しです。もう腹立たしい、を乗り越えて呆れてしまいました。

私たちはこの全部非公開決定を不服として第二次訴訟を 2023 年 1 月 30 日に横浜地裁に提訴し、4 月 12 日第一回期日に意見陳述をしました。4 月に裁判長の異動はなく、第一次訴訟と同じ裁判長のため、高裁での却下判決で地裁判決が確定しているのに、また懲りずに全部非公開決定を出したことに関しての私たちの憤りは十分理解していただけたのではないかと思います。

また、第一次訴訟と同時に進めていた情報公開審査会に対する審査請求は、2022年1月18日に「非公開決定は取り消されるべき」との答申が出たのですが、裁判が控訴中であるとのことで裁判に関しては延期され、控訴の判決待ちとなりました。その後、控訴の却下判決を受け非公開決定は取り消されたため、審査請求そのものの訴えがなくなったとのことで却下となりました。しかし、12月12日の再処分としての非公開決定を受け、第二次訴訟提訴と同日に情報公開審査会に対して審査請求をしています。

2 活動内容

2022年4月19日(火) 住民監査請求その後小田原市役所にて記者会見
5月20日(金) 住民監査請求意見陳述(オンブズマン側)
5月27日(金) 住民監査請求意見陳述(議会側)
6月6日(月) 東京高裁での控訴審第一回期日
6月16日(火) 住民監査請求監査結果
7月7日(木) 進行協議
8月3日(水) 控訴審結審
10月31日(月) 控訴審判決
11月18日(金) オンブズマン総会
11月23日(水) 裁判判決報告会
12月12日(月) 非公開決定通知書・審査請求に関する裁決著受領
2023年1月30日(月) 第二次訴訟提訴・情報公開審査会に対し審査請求
4月12日(水) 第一回期日

3 今後の課題

前回の提訴から2年が過ぎました。第二次訴訟を提起しましたが、判決が出るまでにまた2年がかかるのでしょうか。情報公開の根幹となる住民の知る権利を軽視する湯河原町に対しては憤りしかありません。議会側代理人も準備書面の作成にスピード感がなく、ますます長期化していくのではないかと危惧しています。裁判と同時にした審査請求も、準備書面が作成されないからと情報公開審査会への諮問も未だ行われていないのが現状です。

議員と直接話し合いの出来る「一般会議」も裁判中であることを理由に延期され続けていますが、この開催も引き続き求めていきたいと思っています

ゆがわら町民オンブズマン

代表 濱田知子

Tel&fax 0465-43-6861

080-1094-0848

Email tmkhmd.0809@gmail.com

かわさき市民オンブズマン

連絡先：〒210-8544

川崎市川崎区砂子1-10-2

ソシオ砂子ビル7F

川崎合同法律事務所

TEL 044-211-0121

FAX 044-211-0123

代表幹事：川口洋一、渡辺登代美

- ・毎月第3火曜日 18:30より拡大幹事会を開催
(会員以外でも、どなたでも参加できます。)
- ・隔月会報発行

～～2022年度活動報告～～

第1 第26回総会

2022年6月4日(土) @川崎合同法律事務所(大会議室)

「町内会・自治会について」児嶋研二(NPO 法人市民オンブズマン福岡代表幹事)氏にご講演いただいた。

第2 川崎市市民ミュージアムについて

2020年9月2日、住民訴訟提訴をした川崎市市民ミュージアムの水害について川崎市関係職員及び指定管理者の責任追及を行う裁判が現在も継続中である。次回現地進行協議期日でミュージアム内部を裁判所が視察予定。

第3 政務活動費

政務活動費について、平成30年度の政務活動費について、返還請求を裁判係属中。内容は、3議員1会派に異常に高額な広報費などに支出した政務活動費の返還を求めるものである。その使い方に問題が見られたので、住民監査請求および住民訴訟が行われている。

令和元年～3年度の支出についても印刷費や事務所費について不適切と思われる支出が見られるので住民監査請求および訴訟が行われている。

事務所費の一部については、監査委員会も不正を認め返還の命令を出しており、川崎市が当該議員に対し返還を求めている。

以上、政務活動費については、不適切と思われる支出が多く、市民感覚ともかけ離れている、オンブズマンとしては継続して監視、追求活動をおこなっている。

第4 その他の活動

次回総会には、川崎市の職員を招いて、川崎市の目指す特別市についての説明を聞く予定。

以上

ちがさき市民オンブズマン令和4年度活動報告

代表幹事 中村 司

当会に新たに1名加入し、総勢3名となった。活発な活動を期待したが、コロナによる外出制限、市職員の感染拡大、オンブズマン2名の家族の不幸、オンブズマンの杉本市会議員の政治活動支援等で思うようには活動できなかった。

本年度の主な活動として、市が地域の公益活動に取り組むコミュニティに認可した13地区のまちぢから協議会（以下協議会）と、協議会の公益活動を支援するまちぢから協議会連絡会（以下連絡会）の活動における問題と、連絡会に対する補助金の問題を取り上げてきた。

〔協議会の問題〕

1. 地域の代表権

海岸地区の協議会は、地域の代表と記載した会報を掲示板に公開した。住民が代表と認めたわけではないので、担当課の市民自治推進課に、これを認めて三元代表制とするのかと問いただいたところ、「代表権のない代表」と意味不明な説明であった。その直後に、掲示板から会報は剥がされた。

斯様な回答には市が認可した経緯がある。それは数十年も自治会長を務めた4人の所謂地域の顔役の高齢者が集まって、代表権のある認可コミュニティの設立を認めると前市長に談判した結果、前市長はこれを認めてしまったからである。

2. 行政の政治的支配

市の目的は、住民の了承を取り付けることが難しい問題には、直接住民の意見を聞かず、協議会委員との会議で了解を取り付けることにある。下記の実例がそれを裏付ける。

- ① 茅ヶ崎ゴルフ場 20 万㎡中 12 万㎡を有する県は土地の売却による収入を、市は大規模開発による税収を目的として開発の方針で一致した。開発の障害には当該土地が第一種低層住宅専用地域なので、建物の高さ制限が開発に不向きな 10m である。4 年前に行われた開発募集要綱には、市は強引に用途変更もせずに高さ制限 20m を認めた結果、住民の激しい反発を買った。これに懲りて、3 年後の再募集に間に合わせるように、都市マスタープランについて、住民には内密に協議会委員との意見交換会を開き、地域のまちづくりに「賑わい」を追加して、用途変更しやすい下地作りを行った。

これについては、オンブズマンの杉本議員が議会で追及したところ、建設部長、総務部長から、協議会委員が地域のことを一番よく知っている、市民参加条例では意見交換会は認めている、同時期に市全体の説明会を開催している（参加者は僅か6名）との秘密会議を肯定する回答があった。

これらの回答は、茅ヶ崎市自治基本条例で定める市政の3原則である市民の多様な意見を市政に反映するための市民参加、市民との情報共有、市民に対する説明責任に反しており、周辺住民と協力して用途変更を阻止することを今後の活動に加える。

- ② 市は約30名の協議会委員から19名を29の審議会・委員会委員に選出し、そのうち2名が3委員会、2名が2委員会の委員を務める。

地域の公益活動には直接関係ない特別職員報酬審議会、総合計画審議会、市庁舎跡地貸付選定委員会（廃止）などに選任する理由は何か？

〔『連絡会』の問題〕

1. 公益活動目的に外れた活動

① 傍若無人は振る舞い

杉本議員が連絡会に対する市の補助金の適正について質問したところ、杉本議員が議員になる以前に地元の協議会委員の市民募集に応募したが採用されなかったことを取り上げて、「これを根に持って市民のためではなく、自分のために議会活動をしている」との趣旨の会長発言を連絡会のホームページに公表した。不採用は4人の応募者全員であり、市民の応募者が一人もいなければ、協議会は認可されないことを指摘したに過ぎずない。事実と異なる理由を以て誹謗中傷することは名誉棄損、選挙妨害に該当する。ホームページに掲載した事務局に抗議したところ、会長から謝罪文が議員に届き、ホームページから消去されたので、これ以上の追及は控えた。

② 政治活動

同じく連絡会のホームページに、会長と委員との政治的な会話が掲載された。

内容は、議員定数を28人から23人に減らし、各地の協議会から1名、合計13名を議会に送り出すことを委員が提案したところ、連絡会の会長はいずれその時期が来ると回答し提案に同調した。

そこで市長に、「協議会の公益活動を支援する立場にある連絡会の政治活動を市長が認めるのであれば、補助金や便宜供与は即刻中止すべし」との文書で提言した。その結

果、市長は総務部長を介して各地の協議会に対し、「政治上の主義主張の推進、指示、特定の公職の候補者又は政党の推薦・支持又は反対」を主たる目的とする事業を行わないことが認定条件であるとのリマインダーを提出した。

その直後に連絡会の会長は退任して、茅ヶ崎市長選候補者の後援会長となり連絡会とは関係ない立場で支援した。

③ 委員会等への候補者推薦

連絡会の事業方針として、行政からの依頼事項の周知、協力と各種審議会及び委員会への委員の推薦がある。市はこれを認め連絡会の推薦により、前述の通り多数の協議会委員を審議会・委員会委員に選任した。会の出席1回につき一万円が支払われるので、政治的な起用に繋がる惧れを懸念する。

④ 自治会を連絡会の指揮下にあると振る舞う傲慢さ

連絡会の会長は協議会の特集記事を記載する代わりに、自治会が市内全戸への地方紙を配布するタウンニュース社提案を独断で引き受けた。連絡会は自治会の承認なしに手足に使う権限はないので、タウンニュースに多数の抗議がなされた。オンブズマンはタウンニュース社に、自治会に無償配布を依頼するのであれば、まずは自治会の承諾を取り付けるのが筋であると抗議した。結果として自治会による配付はその後中止となった。

2. 市の連絡会に対する過度の忖度

① 便宜供与

市民参加条例や協議会、連絡会の設立に関与した元部長が連絡会事務局に天下り、市は元部長の個室と隣接の応接室兼会議室を無償供与した。連絡会は任意の団体であるが、他の任意団体にはこのような便宜供与はない特別の措置である。

② 補助金

連絡会の事務局人数が2名から元部長の1名に減員した令和3年度の補助金は7.2百万。そのうち、元部長の人件費、社会保険料の合計は約5.0百万円で70%を占める、補助金の主目的は公益活動よりは天下りの支援が目的と考えざるをえない。

③ 補助金の使用残高チェック

補助金の使い残しはその期のうちに市に返還しなければならない。市民自治推進課は領収書を黙視でチェックし、補助金の残高を確認していると説明する。

説明責任を果たすには領収書の写しを行政文書として保管する必要があるが、保管していない。

市民自治推進課は要綱で協議会に対する補助金の対象となる経費を定めているが、連絡会には定めていない。茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則第3条には「市長は、公益上必要な事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内においてその施行に必要な経費の全部又は一部について補助金等を交付することができる」との規定に基づき、すべての経費が対象であると強弁する

しかし、連絡会の経費の中には自己負担すべき新旧委員懇親会、研修懇親会、退任委員記念品、賀詞交換会、慶弔費、先進都市視察研修費（平成30年、令和元年は約50万円、費用的には多人数の一泊旅と推測される）など、協議会には認められていない。市民自治推進課にはこれらの費用をどのように処理したかについて情報公開請求したが文書不存在を理由に拒否された。そこで審査請求したが、意外にも経費全額対象とする市の主張が全面的に認められた。

監査委員会にも交付金の使用残高監査結果の議事録を情報公開請求したが、以外にも、担当課からの関係書類の提出がなかったので監査はしていないとの回答であった。

行政のガバナンスに問題あるので、今後のオンブズマンの活動の一環として補助金残高のチェックを行い、必要に応じて情報公開請求・監査請求を行う。

茅ヶ崎市は厳しい財政に直面し、市民にとっては利便性の高い茅ヶ崎駅前ギャラリー・会議室・受付窓口施設を維持管理費約1千万円削減に閉鎖する方針を一旦は打ち出した。然し、市民が激しく反対したため現在は再検討中。

茅ヶ崎市の財政が厳しくなった主たる理由は、人件費、身の丈合わない公共施設建設による維持管理費と補助金の増加にある。

これらを見直しするだけで1千万円程度の経費削減は十分可能である。それを安易に受益者（市民）負担との理屈で行政サービスを打ち切ることには反対であり、市オンブズマンも閉鎖方針に反対してきた。今後もこの活動を継続する。

以上

連絡先：茅ヶ崎市東海岸南 6-4-37-C104 パシフィックガーデン茅ヶ崎
E-mail：nkmrtu@gmail.com

令和4年度活動報告

オンブズマン大磯代表幹事 添田正直 (TEL0463-72-5329)

2022年9月号(かながわ市民オンブズマン広報誌166号)で概ね半期分を報告しているので、その後の活動について報告する。

1 石神台団地プロパン庫の控訴審について高裁判決文から

- (1) 控訴人(大磯町)は、大磯町消防本部への照会をすることで大磯町町内にあるプロパン庫の所在をある程度絞り込むことが可能になるということは、地方公共団体の標準的な税務行政能力を持つ一般職員、平均的な能力をもつ課長職の職員であれば誰でも思いつくようなことではない(から課長に損害賠償金を支払うよう命じた一審の判決は棄却すべき)と主張する。

しかし、税務課が令和2年2月6日に吉川議員から一般質問の通告を受けてほどなく本件調査方針を検討するに至っていることに照らせば、標準的な税務行政能力をもつ職員であれば、プロパン庫の所在を調査するためにプロパンガスの関係団体等に照会をして当たりをつけることが格別の困難を伴うものとは考え難いところであって、前記のとおり、日本コミュニティーガス協会や大磯町消防本部に照会をすることを想起得たものというべきである。

- (2) 被控訴人(の所属するオンブズマン大磯)は、こゆるぎハイツ訴訟継続中の平成30年5月11日に、町政の御意見受付箱に町長本人宛として、注意勧告をしている、町長はこの提言の收受及び返答に押印し、団地の課税懈怠についての一連の施策について認識し、こゆるぎハイツ訴訟の控訴も町長の主導あるいは承認の下での決定事項であることは歴然であり、町長は十分に事態を把握していたとして甲32ないし35を提示する。

しかしながら、被控訴人主張の町政への具体的な意見が提出されていたこと、こゆるぎハイツ訴訟が継続していたことを考慮しても、直ちに町長において、個別具体的な課税事務について専決権者を指揮監督する義務が一般的に存在するとは認めがたい。

- (3) 被控訴人の請求は、第3の2の限度(課長に対する損害賠償を請求する義務)で認容し、その余は理由がないからいずれも棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴及び本件附帯控訴はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却する。

2 東海大学医学部附属大磯病院の固定資産税住民訴訟のその後

- (1) 調査嘱託の申立書を裁判所に提出

- 1 東海大学医学部の臨床実習の調査
- 2 嘱託先 学校法人東海大学

3 調査事項

①令和3年度の医学部カリキュラムの臨床実習の科目と週数（時間数）

②令和3年度の医学部附属病院 本院：伊勢原病院、別院：八王子病院・大磯病院・東京病院および外部病院の5病院について、各々の臨床実習の科目と時間数の実績

原告は、東海大学医学部の病院での臨床実習は、付属4病院（伊勢原・八王子・大磯・東京）の規模や医学部キャンパスのある伊勢原との地勢的環境から、文科省に本院として届けている医学部に併設される伊勢原病院（804床・35診療科）がほとんどを担い、不足する分を八王子病院（別院：500床・31診療科）が補完し、大磯病院（別院：312床・22診療科）は些少、東京病院（別院：99床・13診療科）はほとんど行われていないと推測し主張してきた。

調査囑託の目的は、「臨床実習は行われている」とのみ述べるのみで具体的事実を何ら提示しない被告に対し、医学部の学業6年間の各附属病院での学校教育つまり臨床実習がどの程度実施されているかの具体的資料の入手であり、当方の主張の裏付けでもある。

回答書による各病院の臨床実習の診療科数と週数を表にする。

臨床実習	伊勢原病院	八王子病院	大磯病院	東京病院	外部病院	合計
診療科数（病院全診療科数）	37 (35)	15 (31)	9 (22)	0 (13)	0	61
週数 (割合：%)	1300 (61)	498 (24)	242 (11)	0 (0)	82 (4)	2122 (100)

これらの数字は、原告の主張とほぼ一致し、大磯病院の診療科は22科あるが臨床実習が行われているのは9科に過ぎないことが判明した。

(2) 追加の問い合わせ

この9科について、学校教育が常態として行われているのかどうかの調査を東海大学の回答書に記載されていた問い合わせ部門に依頼した。その問い合わせ内容は、「令和3年度の臨床実習（4年次から6年次）における期間と週数の実績」である。大学の授業は前期、後期からなり、授業の実態の調査となる。時間は掛かったものの真摯な回答をいただいた。

回答では、4年次は秋期（後期）で8/23～2/26まで、5年次は通期で4/5～2/5まで、6年次は春期（前期）で3/8～8/14となっていた。

この回答から該当9科で学校教育が常態として行われているかの妥当性を評価した。

病院診療科	4年次	5年次	6年次	臨床実習科目	妥当性
総合内科	24	0	0	総合内科	×

循環器内科	2 4	0	1 2	循環器内科	○
呼吸器内科	2 4	0	0	呼吸器内科	×
消化器内科	2 4	0	8	消化器内科	○
神経内科	2 4	0	6	神経内科	○
腎糖尿病内科	2 4	0	4	腎・代謝内科、腎・内分泌・代謝内科	○
外科	2 4	0	2	消化器外科	○
整形外科	0	3 6	6	整形外科	○

この表より、4年次と6年次の年間を通じた学校教育が行われている循環器内科、消化器内科、神経内科、腎糖尿病内科、外科の5診療科および5年次と6年次の年間を通じた学校教育の行われている整形外科の6診療科の関連区域は非課税区分とするのが妥当であるとした。

(3) 教育の実態は些少として、課税・非課税の区分についての主張

非課税部分は、「直接教育の用に供する固定資産」として循環器内科等6科の占有スペースである。いっぽう課税部分は、「直接教育の用に供されていない」14科、「常態ではない」2科計16科そ

して一般の方も利用していた職員食堂、職員休憩所等職員の福利厚生目的で設置されたもの、病棟ラウンジ、喫茶軽食ラウンジ、諸倉庫、コンビニ、自販機・入金機・電話の設置スペース等および利用状況が不明なものである。

いっぽう機械室、会議室、図書室、事務所、エントランスホール、患者待合室、トイレ等は課税・非課税部分の両者に必要とされる固定資産であり課税部分と非課税部分との構成割合（面積比）に応じて按分するのが適当であり、従って土地も構成割合に応じて按分するのが相当と主張している。

（現状はコンビニ部分の建物およびその敷地面積相応の土地のみの課税である。）

(4) 今後の展開

次回期日は6月で被告の反論が予定されている。したがって来月5月の末は裁判中の2度目の課税の権利の消失（除斥期間の経過）となる。

裁判所が現状のコンビニに対する課税以外の課税を認めたときに、この2年分の損害賠償を誰が負担するのかの問題が生じてくる。

また、当該学校法人大磯病院は今月から運営母体が変わり医療法人徳洲会が事業を継承している。

以上

固定資産税をめぐる住民訴訟 [団地プロパン庫&東海大学大磯病院]

前号に続き、大磯町の固定資産税の課税を怠る行為を報告する。

□ 団地プロパン庫訴訟 その1 (こゆるぎハイツプロパン庫)

1 プロパン庫に課税せよと提訴

平成29年7月、オンブズマン大磯は、大磯町監査委員に大磯町がこゆるぎハイツのプロパン庫(家屋:30㎡)に、いつからかは不明であるが固定資産税を課税していないことを指摘し、課税徴収すべきとの住民監査請求をしたが、却下(門前払い)された。また、大磯町もその事実を認めず、課税徴収をしなかったため、横浜地方裁判所に「大磯町町長は課税せよ」と訴えた。(平成29年10月)

2 原告(オンブズマン)と被告(大磯町)の主張と裁判結果

大磯町は、当該プロパン庫は壁に穴があいているから家屋に該当しないので課税していないと主張した。当方は、プロパン庫に穴が開いているのは、ガス漏れが生じた際にガス爆発を防ぐため、法で定められた通気口だと主張し、裁判所もそれを認めた。

すると大磯町は、償却資産申告書を示し、実は償却資産として既に課税し、「フェンス」がそれに該当すると主張したが、30㎡もの床面積の建物がフェンスであろうはずがない。結局、裁判中に大磯町は裁判所に促され、令和元年5月に当該プロパン庫を家屋と認定し、徴収可能な平成26年度から令和元年度までの固定資産税を徴収した。

裁判所は、裁判中に時効になり、課税徴収が不可能になった平成25年度分は、税務課長に注意義務違反(過失)があり、私費をもって大磯町に損害賠償せよと判決した。大磯町は、「課長は最善を尽くしていた」とこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴したが棄却され、判決は確定した。仕事は結果がすべて、「最善を…」などという言い訳を裁判所が認めるわけがない。

3 総括

このことについて前号(第9号:令和3年1月発行)では、裁判所の判断によらなければ是正されなかったことを中崎町政の組織的「自浄能力の欠如」と指摘し、「適法な監査請求を不適法に却下し」と判決文で指摘された監査委員(高野澤均・奥津勝子議員)とともに大いに反省すべきではないかと主張した。

□ 団地プロパン庫訴訟 その2 (石神台団地プロパン庫)

1 不祥事の「原因の調査と対策」そして「同様事例の検索」

裁判所に「過失」とされ、そして是正されたといういわば行政の「不祥事」に対し、大磯町は、「原因の調査と対策」「同様事例の検索」をなんら行っていないことが明らかになった。

一般的に、かかる「不祥事」に対しては、「徹底的に原因を調査し、そして対策を講じ、二度とかような事態を招かないように致します。」とするのが一般社会の通例であろう。残念ながら大磯町は、「単なる事務的な課税漏れ」「交通事故みたいなもの」と装い、改善に向けた前向きな対応を何もしなかった。

こゆるぎハイツプロパン庫に時効前の5年度分を課税した4ヶ月後、オンブズマン大磯は、「原因の調査と対策」および「同様の事例」が他にないかを調査した資料を行政に求めたが、文書は存在しないとの通知で、なにもしていないことが明らかになった。

その翌月には、本庁舎の税務課におもむき、こゆるぎハイツのプロパン庫に賦課徴収をしていなかったことの「原因の調査と対策」「同様事例の検索」をなぜしないのかと詰問した。担当係長は数度にわたり「それは優先事項ではない」と発言し、前向きな姿勢はなかった。

2 議員も同様趣旨で

このことを本版に掲載したところ、吉川重雄議員が令和2年3月町議会の2月25日、「同じようなケースが他に大磯町の町内にあるのかなのか、そういったことの調査、あるいはあるならばそれについてきちっと税収が正しく賦課されているかどうかの調査をしたのかということを知りたい。」（議会議事録のママ）と質問した。和田政策総務部長は「現在ピックアップはある程度終わっており」と述べたので、まもなく結論が出るのだらうと思いきや、そうではなかった。

吉川重雄議員からの3月議会の質問通告書で、町長を答弁者に指定し「税務の賦課事務における具体的な課題は何か」と題し、こゆるぎハイツと同様の事例の調査について質問する旨を提示したのは2月6日のことである。我々市民団体の指摘は無視してきたものの、議会で取り上げられるとなると、そうはいかないと観念したのであろう。税務課は2月18日にはガス協会に電話で問い合わせ、こゆるぎハイツと同様の大規模団地が、他に4団地存在するという既知に知っていた事実を再確認したものの、速やかな現地調査はしなかった。

2月25日には消防署に問い合わせ、他に、消防法で定められた300kg以上のプロパンガス貯蔵所が109カ所あることを確認した。109カ所といっても、町立や県立の施設、福祉施設等は公益の観点から非課税であり、既に課税している施設や家屋のいないバルク貯槽を除けば対象は半数程度になる。また飲食店・集合住宅等の事業者がほとんどの対象者であることからすれば、調査も容易に実施できることを考えると、4団地は1日で、全部でも1ヶ月もあれば調査は完了すると税務のプロならば想定するであろう。

3 大磯町の奇異な行動

しかし、ここで大磯町はおかしな判断をした。課税漏れの是正措置は対象者に“不利益な処分”を課するものであり、“対象案件間の公平性の確保”も考慮しなければならない、との理由つまり、現在課税されていない者からすると課税は“不利益な処分”になるし、課税漏れがあった場合、課税と非課税措置が生じると“不公平”になる、からと、本年度の課税締め切り期間の5月31日までに3ヶ月の期間はあるものの、本年度の課税を早々に放棄し、6月1日からの次年度の調査開始としたのである。（そして結局、平成27年度分の徴収は不可能になった。）

税の負担の公平の原則からすると、疑わしい対象については速やかに調査し、課税がされていないならば課税しなければならない。それが、適切に納税している納税者との間の公平であろう。

4 調査開始と調査結果

さて、6月1日から始めた、こゆるぎハイツと同様事例の本命の4団地の調査では、翌日の6月2日に石神台団地のプロパン庫2棟が、1棟は昭和52年から、もう1棟は昭和58年から課税されていないことが判明した。

この2棟のプロパン庫は、こゆるぎハイツと同様に約40年間にもわたり固定資産税を賦課徴収されてこなかったことになる。プロパン庫の建つ土地（合計310㎡）およびプロパン供給装置の償却資産に1年度約110万円の固定資産税を課していて、3年ごとの固定資産の土地と家屋を認識するための航空写真でも十分認識できる面積（床面積25㎡および42㎡）があるにも拘わらず、しかも、「こゆるぎハイツ」と同様に、東京ガスエネルギー社が町内で実施するプロパン事業4団地の内の一つであるにも拘わらずである。

5 住民監査請求と提訴

オンブズマン大磯は、平成27年度の賦課徴収が不可能になったのは、税務行政の怠慢に起因するので、町長および税務課長は、大磯町の被った課税相当額の損害を、私費をもって大磯町に賠償するよう大磯町監査委員（協國廣、清田文雄議員）に住民監査請求を行った。

監査委員は、5月は一般課税業務で多忙であり、賦課できなくともやむを得ないとの税務課の主張を認め、我々の請求を棄却したので横浜地裁に提訴した。（令和3年5月）

6 判決文（大磯町敗訴）

約1年間にわたり原告被告双方の主張を重ね、令和4年7月27日、判決が出た。判決文は、「地方税法上、税務課長は賦課徴収が行われていない可能性のある固定資産が存する可能性があ

るのであれば、質問検査権等の権限を行使するなどして調査を行い、課税要件を満たしているのであれば、速やかに固定資産税を賦課徴収すべき義務を有している」

「こゆるぎプロパン庫は集合住宅に設置されたプロパン庫であることからすれば、大磯町内に他にもこゆるぎプロパン庫と類似の物件があることは認識し得たというべきである」

「令和元年5月23日の（こゆるぎハイツに課税した）時点で速やかに調査に着手し、時効期間の経過前に賦課権限を行使すべき注意義務を怠った注意義務違反（過失）が認められ、そのことと大磯町に固定資産税の徴収不能によって生じた損害との間の因果関係もあるものと認められる」と税務課長に全責任があるとした。（町長の監督責任については認めなかった。）

7 控訴

大磯町は法令遵守を怠り、不祥事の再発を招いてしまった。その失態からすると、町長はその道義的責任を取って、自ら「月給の30%カット、3ヶ月」を申し立てるのが妥当なところであろう。ところが判決の2週間後、判決を不服（過失はない）として、東京高等裁判所に控訴した。

□ 東海大学医学部付属大磯病院の固定資産税をめぐる住民訴訟（途中経過）

1 情報公開請求訴訟

平成29年6月、「固定資産税の非課税申告書と添付資料」の情報公開請求を行ったが、非開示決定処分とされた。非課税措置の公益性からすると到底あり得ない処分であり、よほど隠したいことがあるのだろうと推察し、開示を求めて情報公開請求訴訟を横浜地方裁判所に起こした。

法廷では非公開の正当な理由がないことの主張を積み重ね、大磯町情報公開審査会が非公開が妥当とした添付資料も情報公開訴訟手続きのなかで、被告大磯町から公開され、結局、ほとんどの情報が公開された。

2 公開された中に異様な申告書がひとつ

それは、東海大学医学部付属大磯病院の土地に係る平成25年12月の申告書である。申告書の別紙に18カ所の地番合計約15000㎡が書かれ、その内の4カ所合計3000㎡が備考欄に「課税」と記載、他の12000㎡の備考欄には記載がないから非課税と読める。つまり、申告書であるにも拘わらず、既に課税と非課税が記入されているのである。欄外には「地方税法第348条2項9号に該当し非課税となる」と手書きの文字がある。そしてさらに奇異なことに、添付書類が全くないから、何らかの不当を疑い情報公開請求により非課税とした根拠を調べ始めた。

3 調査すると

これらの土地は大磯病院設立当初から、東海大学が筆頭株主の東海教育産業（株）が所有し、大磯町は固定資産税を賦課していたが、平成25年に売買により所有者が東海大学になり、当年、東海大学は、地方税法第348条2項9号の学校法人等がその設置する学校において直接教育の用に供する固定資産に該当するとして就任3年目の中崎町長に非課税申告書を提出、翌年から非課税措置が執られたものだった。課税部分は患者、職員の駐車場敷地で、そのほかの病院棟敷地はすべて非課税になっていた。また、東海大学医学部のホームページによると、付属病院は伊勢原市の医学部にある、厚労省に本院として登録される伊勢原病院（804床35科）の他、分院として八王子病院、大磯病院、東京病院の3付属病院があることが判った。

大磯病院は昭和59年の設立で緊急医療も行う西湘地域の中核病院ではあるが、学校教育の行われている雰囲気はほとんどない「病院」である。医学部学生が医療の現場で実習を行う「臨床実習」については、主に本院が担い分院でも八王子病院（500床35科）は本院を補完する形で、大磯病院（312床31科）は行われているとしても些少、東京病院（99床13科）はほとんど行われていないと地理的、効率的及び規模的観点から推測するのが合理的である。

法第348条2項9号の「直接教育の用に供する固定資産」の解釈についての判例は、「所有するだけでは足りず、学校教育の目的とする教育活動が実施されることが常態とされている固定資産」をいい、さらに「常態」とは当該固定資産が間接的またはときに教育活動の用に供されることがあるというのでは足りず、厳格な文理解釈に基づいて判断すべき、と概ね一致した解釈が示されている。そうすると、駐車場以外の土地全てが非課税とする扱いは誤りということになる。

4 行動開始

令和2年2月、平成目安箱に「税の徴収は公平・公正に（東海大学大磯病院の固定資産税について）」と投稿した。非課税の調査資料が数回の情報公開請求でも何ら提示されなかったこと、さらに駐車場以外の土地がすべて非課税ということは、すべての建物で学校教育がおこなわれていることになり、病院事務棟やコンビニ等の教育活動とは無縁のスペースまで非課税になっているのは、課税基準が誤っているに相違ない。したがって、課税基準を是正するように提言した。

返答では、「地方税法にのっとり、「直接教育の用に供する」部分は非課税にしているがコンビニについては、家屋として課税していたものの、相当の土地の課税が漏れていたのを改善します。」と一部の不当な非課税は認めた。しかしそのほかは認めず、住民監査請求を行うことにした。

5 住民監査請求と住民訴訟の提起

監査委員（脇國廣、清田文雄議員）は、当方は学校教育の実態がないと疑義を呈しているのに、大学医学部付属病院は非課税に該当すると書籍に書いてあると棄却の監査結果を出した。我々は横浜地裁に、課税すべき固定資産を非課税にしているのは違法だと住民訴訟を提起した。

6 争点と原告、被告双方の主張

被告は、学校教育が行われていることの具体的証拠を提示することなく、医学部付属病院は非課税が原則とする。原告は、名称こそ医学部付属病院であるが、実態は単なる病院であって、学校教育が行われることを常態とするスペースはあったとしても些少であろうと主張し、例えば東海大学が筆頭株主の株式会社が運営する職員用大食堂は、入院患者が見舞客と食事を共にするスペースでもあるとしていたが、実は「食べログ」に登録するレストランでもあることが発覚し、学校教育とは無縁のスペースであり、課税対象に相当すると主張した。また、そもそも学校教育が行われていることを主張立証するのは被告の側であるとし、立証されないスペースは課税が相当であろうと主張したところである。今後、病院棟や病院事務棟の個々のスペースの用途について「直接教育の用に供され」ているのか、法廷で検証が進められる。（文責 添田）

神奈川新聞 令和4年8月19日

元 税務課長が支払いを 地裁 大磯プロパンガス庫訴訟で	
大磯町が町内の集合住宅 のプロパンガス庫に固定資 産税を課しておらず損害が 生じたとして、中崎久雄町 長ら計3人に損害賠償を求 めた住民訴訟で、横浜地裁 （岡田伸太郎判長）が、7 800円を元税務課長個人 に支払わせるよう町側に命 じる判決を言い渡していた ことが18日までに分かつ た。判決は7月27日付。町 側は判決を不服として、8 月9日付で東京高裁に控訴 した。	判決では、今回の事案に 先立って判明した別の集合 住宅におけるプロパンガス 庫への課税漏れ分を19年5 月に徴収した時点で、元税 務課長が同様の事例がない か調査していれば15年度分 も徴収できたなど認定。 中崎町長ら残る2人の責任 は認めなかった。
プロパンガス庫は都内の ガス会社の所有で、建築さ れた1983年から課税さ れていないことが判明し、 町は遡及可能な2016 〜20年度分を徴収。オンブ ズマン大磯（添田正直代表） の男性は、町長や元税務課 長の過失により徴収でき る期限が過ぎていたとし て、15年度の課税相当額7 800円を3人が町側に支 払うよう求め21年5月に提 訴していた。	プロパンガス庫の課税漏 れを巡っては、別の集合住 宅で1977年から登記さ れず課税されていなかっ たとが2017年にオンブズ マンの調査で発覚。オンブ ズマンは住民監査請求した が却下され同年、町長らに 損害賠償を求めて提訴し た。
一審の横浜地裁は徴収で きる期間を過ぎた13年度の 課税額3500円につい て、問題発覚当時の税務課 長に請求するよう町に命じ る判決を20年6月に出した が、町側は不服として控訴。 20年12月に東京高裁が控訴 を棄却し21年に判決が確定	オンブズマンは問題発覚 後の19年に同様の課税漏れ がないか町に確認してい たが、当時は対策を講じて おらず、20年に町が調査し て今回の課税漏れが判明。 住民監査請求も再び却下さ れ今回の提訴に至ってい た。
今回の判決を受け、町は 「当時の税務課長の責任を 認めた判決は不服」として おり、原告の男性は「網羅 調査を図るべきときに控訴 は許しがたい。町長の責任 も追及すべく、今後控訴す る」などとコメントした。 （竹内瑠梨、織田匠）	

<会費納入のお願い>

新年度スタートにともない、2023年度の会費払込取扱票を同封しました。



年会費3000円のお支払いにより、引き続き資金面で活動を支えていただければ幸いです。

郵便振込口座番号：00260-6-4333

口座名義：かながわ市民オンブズマン

銀行のATM等から振り込まれる場合は、振込先は次のようになります。

- 銀行名：ゆうちょ銀行
- 金融機関コード：9900
- 店番：029
- 預金種目：当座
- 店名：〇二九店（ゼロニキュウ店）
- 口座番号：0004333

かながわ市民オンブズマン

〒231-0021

横浜市中区横浜市中区日本大通17

J P R 横浜大通ビル8階

(横浜合同法律事務所 内)

<http://kana-ombuds.world.coocan.jp>

E-mail kana-ombuds@nifty.com

F A X . 0467-33-5482